

北谷町第6期障害福祉計画及び  
北谷町第2期障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

|                |   |
|----------------|---|
| 1. 計画策定の背景・趣旨  | 1 |
| 2. 計画の対象       | 1 |
| 3. 計画の法的根拠     | 2 |
| 4. 計画の目標像      | 2 |
| 5. 計画の位置づけ     | 3 |
| 6. 計画の期間       | 3 |
| 7. 令和5年度末の成果目標 | 4 |

## 第2章 北谷町の障がい者及び障がい児の現状

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 北谷町の人口と世帯数       | 7  |
| 2. 障がい者の概況          | 11 |
| 3. 特別支援保育・特別支援教育の状況 | 19 |

## 第3章 障害福祉サービス等の利用状況ならびに点検

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1. 障害福祉サービス等の利用状況    | 21 |
| 2. 地域生活支援事業の実施状況     | 24 |
| 3. 障害福祉サービス等の利用状況の点検 | 28 |

## 第4章 第6期障害福祉計画

|   |    |
|---|----|
| 1. 成果目標（第5期障害福祉計画）の達成状況                 | 32 |
| 2. 成果目標                                 | 35 |
| 3. 障害福祉サービスの見込量（活動指標）及び確保方策             | 42 |
| 4. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策                   | 53 |
| 5. 地域生活支援促進事業（発達障害者及び家族等支援事業）の見込量及び実施方策 | 58 |

## 第5章 第2期障がい児福祉計画

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1. 成果目標（第1期障がい児福祉計画）の達成状況   | 60 |
| 2. 成果目標                     | 61 |
| 3. 障害児通所支援等の見込量（活動指標）及び確保方策 | 65 |

## 第6章 計画の推進体制

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1. 地域自立支援推進協議会を核とした関係機関等の連携 | 69 |
| 2. 庁内外との連携の推進               | 69 |
| 3. 地域との連携                   | 69 |
| 4. 人材の確保・サービスの質の向上          | 70 |
| 5. 計画の進行管理                  | 70 |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

本町では、平成30年7月に「北谷町第5期障害福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスをはじめ、相談支援及び地域生活支援事業の円滑な実施並びに障がい者及び障がい児支援の提供体制等の整備に努めてきました。

また、障害福祉サービス等の量的確保にも取り組み、町内の事業所数もグループホームや障害児通所支援事業所を中心に増えてきています。しかし、サービスの量的確保には今後も継続して取り組む必要があるとともに、サービスの質に係る様々な課題も出ています。

そのため、障がい者や障がい児が望む地域生活や社会生活が営めるよう、生活や就労等に対するより一層の支援の充実を図るとともに、障がい児については健やかな育成のための発達支援の充実を図ることを目的とし、今後も引き続き障害福祉サービス等の提供体制の計画的な確保に努める必要があります。

今回、第5期障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の見直しにあたっては、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る<sup>※</sup>国の基本指針を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス等に係る項目について、本町の実情を勘案しつつ、成果目標等やサービスの見込み量を具体的に設定します。その提供体制を確保するための実施計画として、「北谷町第6期障害福祉計画」及び「北谷町第2期障がい児福祉計画」を策定します。

※)国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」  
(平成18年厚生労働省告示第395号) [最終改正 令和2年5月19日]

## 2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病患者その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び<sup>※</sup>社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

### ※)社会的障壁

障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする原因となる社会にあるもの全部を指す。  
たとえば、ことがら（早口でわかりにくいなど）、物（段差があるなど）、制度（納得していないのに入院させられるなど）、習慣（障害のある人が子ども扱いされるなど）など。

### 3. 計画の法的根拠

---

#### ①北谷町第6期障害福祉計画

「北谷町第6期障害福祉計画」は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）の第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国が示す基本指針に即して策定される計画です。

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ②北谷町第2期障がい児福祉計画

「北谷町第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国が示す基本指針に即して策定される計画です。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 4. 計画の目標像

---

本計画は「北谷町第4次障がい者計画」における、主にサービス等の提供体制に係る実施計画としての性格を有することから、「北谷町第4次障がい者計画」の目標像を共有します。

#### 〈 ～目標像～ 〉

障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的としています。

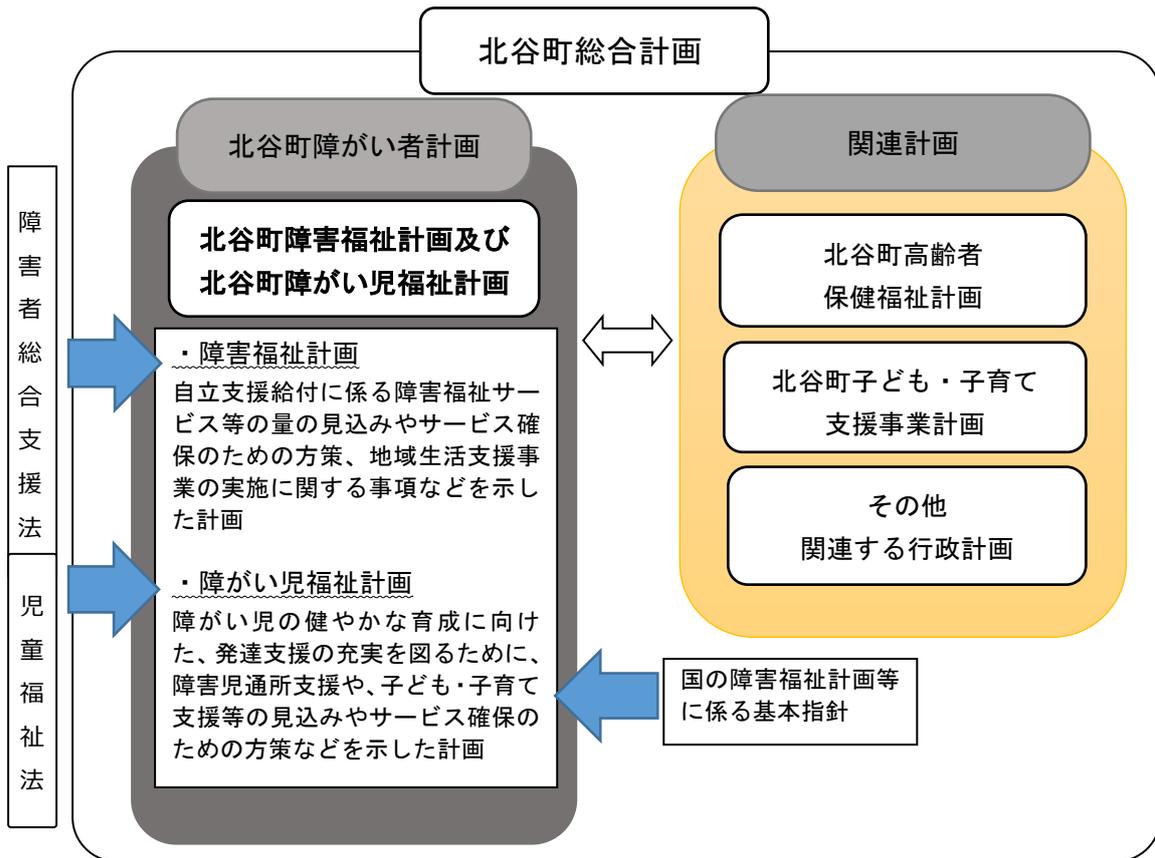
本町においても、障がい者の自立や社会参加を促進するために、障害の有無にかかわらず、互いに支え合うことで、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指し、共生社会、自立支援を基底に、目標像を下記のとおり掲げます。

～障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷～

## 5. 計画の位置づけ

本計画は、北谷町総合計画に則するもので、基本施策の1つである、「障がい福祉の推進」に係るサービス等の計画的な提供体制の確保を図るための個別計画と位置づけます。

また、北谷町障がい者計画（障害者基本法を根拠に、障がい者の日常生活、社会生活に関わるさまざまな施策を総合的、体系的に示した計画）と密接な連携のとれた計画とし、本町の他の福祉関連等の計画との整合を図るとともに、国の基本指針を踏まえた計画とします。



## 6. 計画の期間

障害福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

|                            | 平成<br>30年度                 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度                  | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-----------|----------------------------|-----------|-----------|
| 北谷町障害福祉計画及び<br>北谷町障がい児福祉計画 | 第5期障害福祉計画及び<br>第1期障がい児福祉計画 |           |           | 第6期障害福祉計画及び<br>第2期障がい児福祉計画 |           |           |
| 北谷町障がい者計画                  | 第4次障がい者計画                  |           |           |                            |           |           |

## 7. 令和5年度末の成果目標

---

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針において、成果目標(計画期間が終了する令和5年度末の目標)に関する基本的な考え方は以下のように示されています。

---

### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

---

- ① 2020年度末(令和元年度末)時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
  - ② 施設入所者数を2020年度末(令和元年度末)時点から1.6%以上を削減
- 

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

---

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数を316日以上とすることを基本とする(都道府県が目標値を設定)
  - ② 1年以上長期入院患者数の削減  
65歳以上/65歳未満で分けて設定(都道府県が目標値を設定)
  - ③ 令和5年度における早期退院率
    - ・入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上とする(都道府県が目標値を設定)
    - ・入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上とする(都道府県が目標値を設定)
    - ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする(都道府県が目標値を設定)
- ※②、③について、市町村は、都道府県の成果目標値を踏まえ、活動指標を設定する
- 

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

---

- ① 地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう)について、各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする
- 

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

---

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度末実績の1.27倍以上とする
- ② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度末実績の1.3倍以上とする
- ③ 就労継続支援A型から一般就労への移行者数を令和元年度末実績の1.26倍以上とする
- ④ 就労継続支援B型から一般就労への移行者数を令和元年度末実績の1.23倍以上とする
- ⑤ 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする
- ⑥ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

---

#### **(5) 障害児支援の提供体制の整備等**

---

- ① 児童発達支援センターを少なくとも1ヶ所以上設置  
(各市町村または圏域での設置)
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保  
(各市町村に少なくとも1ヶ所以上または圏域での確保)
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置及びコーディネーターの配置  
(市町村単独設置または都道府県が関与した上での圏域での設置)

---

#### **(6) 相談支援体制の充実・強化等**

---

- ① 各市町村又は各圏域において障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化を実施する体制を確保する  
(基幹相談支援センター事業がその機能を担うことを検討する)

---

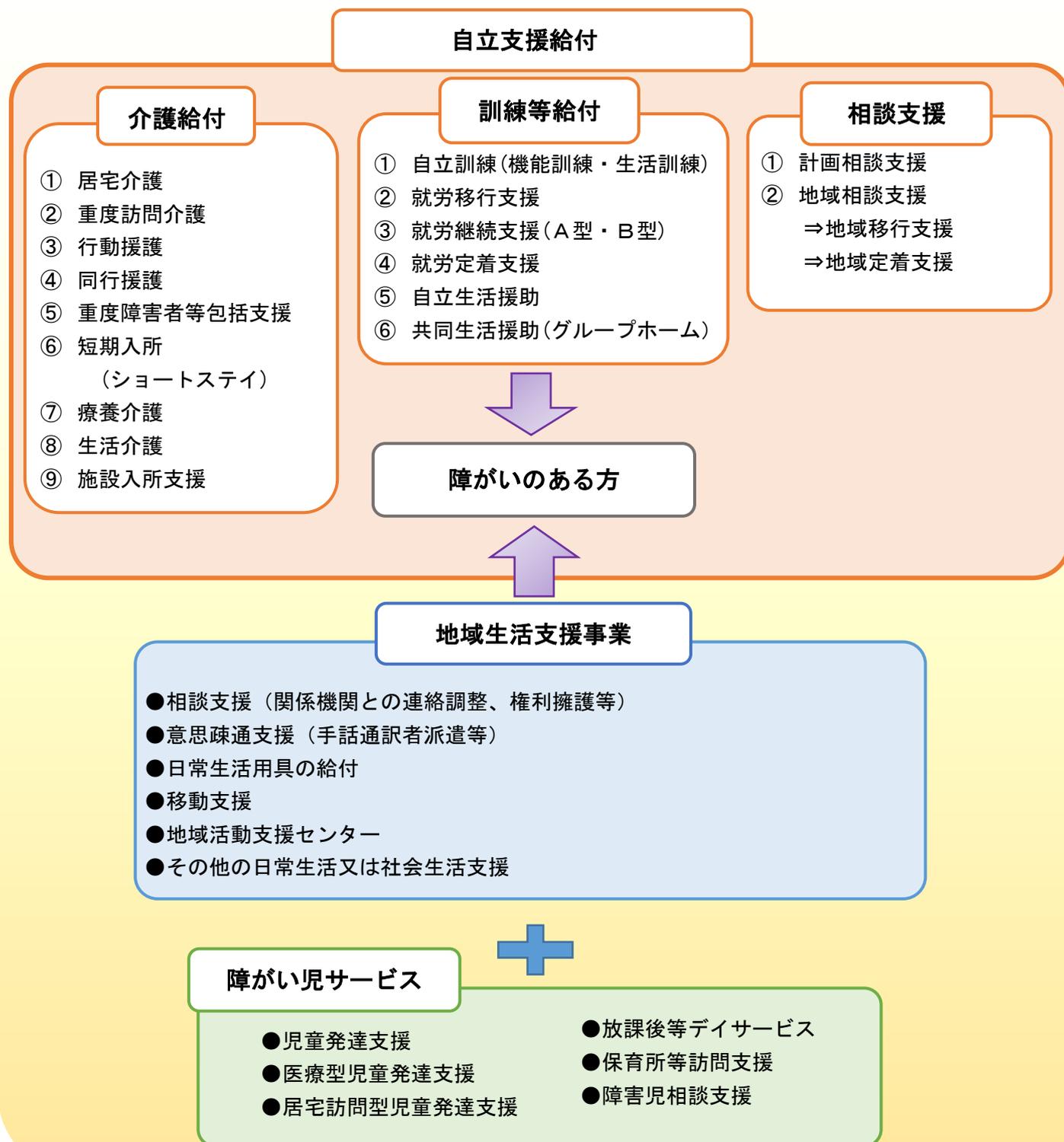
#### **(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

---

- ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築

## 〈サービス体系図〉

障害者総合支援法における自立支援給付、地域生活支援事業  
及び児童福祉法における障がい児サービス



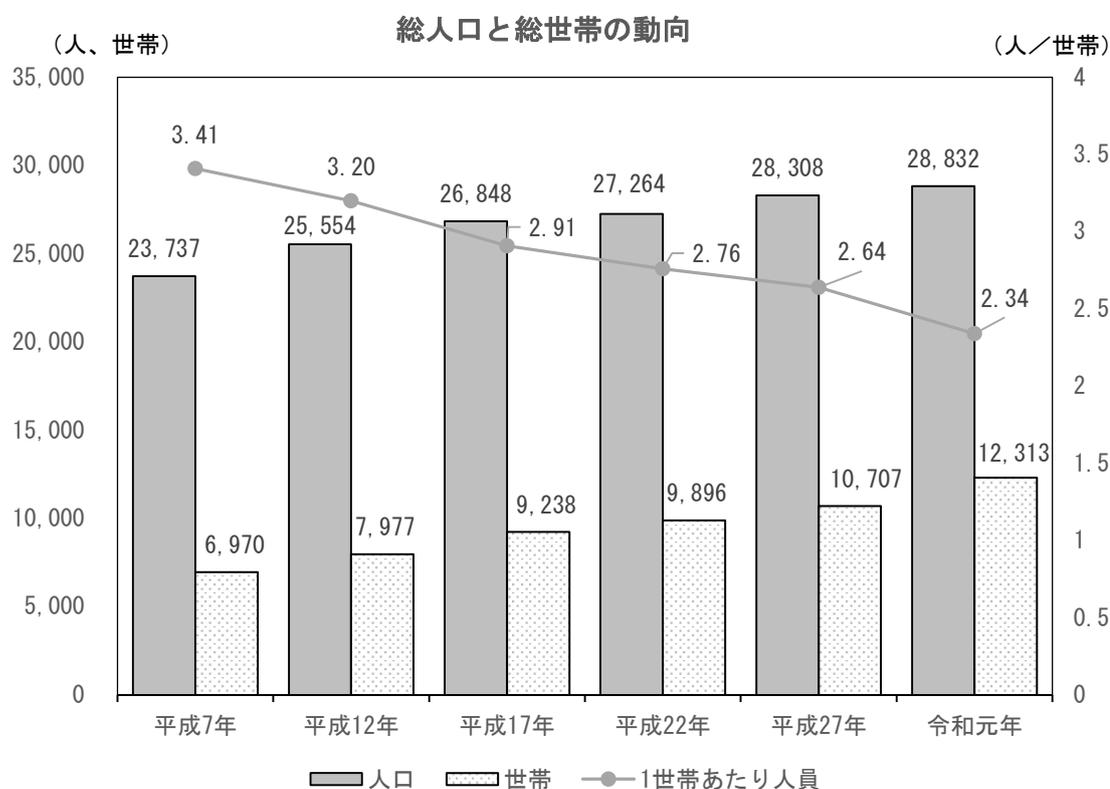
## 第2章 北谷町の障がい者及び障がい児の現状

### 1. 北谷町の人口と世帯数

#### (1) 人口と世帯数

本町の人口と世帯数は増加傾向にあります。人口は、令和元年度末では28,832人と、平成7年(23,737人)に比べて5,095人の増となります。世帯数は、令和元年度末では12,313世帯と、平成7年(6,930世帯)に比べて5,383世帯の増となります。

一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成7年の3.41人から令和元年度末では2.34人となります。

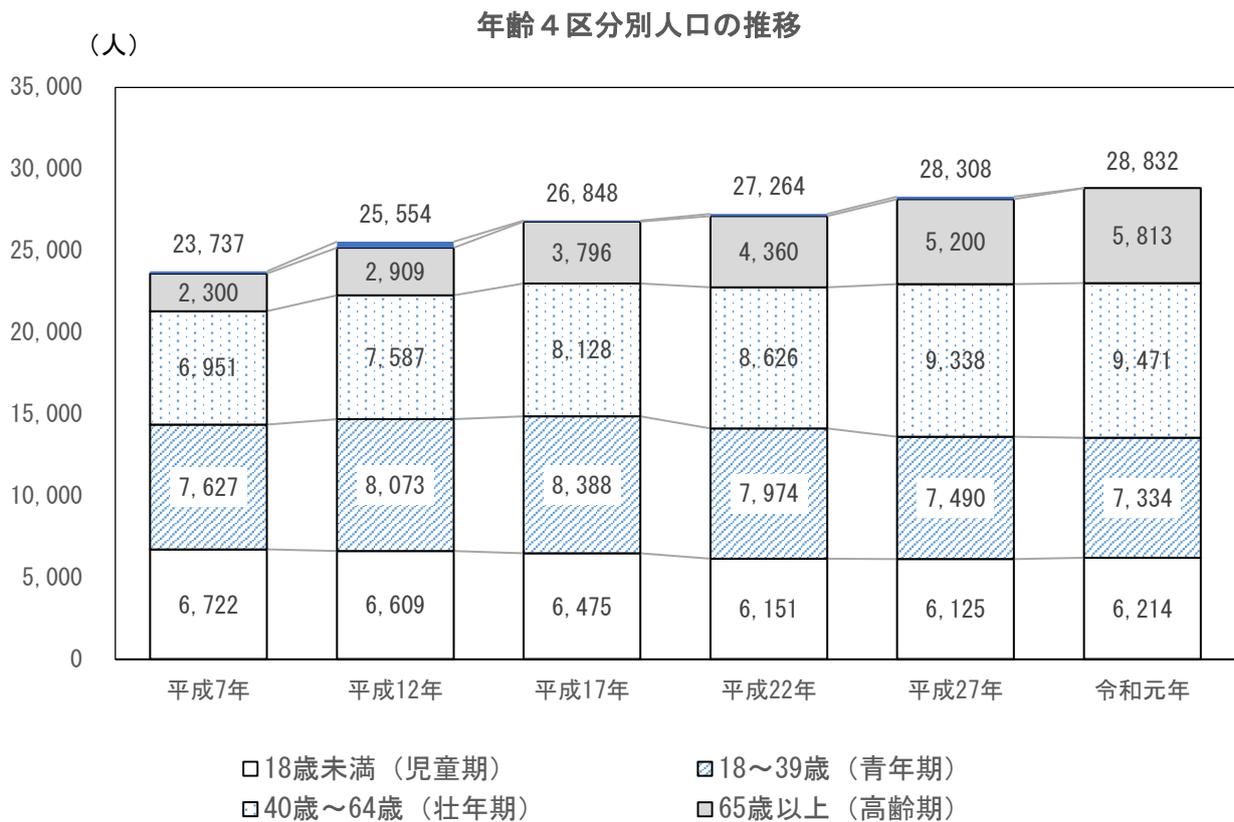


資料：平成7年～平成27年 国勢調査 令和元年 住民基本台帳（令和元年度末時点）

年齢4区分別の人口をみると、「18歳未満(児童期)」の人口は、減少傾向にあり、平成7年の6,722人から令和元年は6,214人と、508人の減となります。

また、「18～39歳(青年期)」の人口も平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22年から減少傾向にあり、令和元年では7,334人と、平成17年(8,388人)に対し、1,054人の減となります。

一方、「40～64歳(壮年期)」と「65歳以上(高齢期)」の人口はいずれも増加傾向にあり、平成7年に対する令和元年の人口は、「40～64歳(壮年期)」が2,520人増、「65歳以上(高齢期)」が3,513人増となります。



資料：国勢調査（平成7年～平成27年）総合計には年齢不詳分も含む  
 住民基本台帳（令和元年：令和元年度末時点）

## (2) 行政区別の人口と1世帯当り人員

行政区別の人口をみると、「上勢区」が4,069人（構成比14.1%）と最も多く、次いで「宮城区」が3,914人（構成比13.6%）、「桑江区」が3,370人（構成比11.7%）となります。

1世帯あたり人員をみると、町全体では2.34人と沖縄県平均の2.22人より多くなっていますが、行政区別では「北前区」が2.03人、「美浜区」が2.13人、「宇地原区」が2.14人と県平均より少なくなります。

### ■行政区別人口と1世帯あたり人員

(単位:人、世帯)

| 行政区  | 人口     |        |           |       | 世帯数     | 1世帯あたり<br>人員 |
|------|--------|--------|-----------|-------|---------|--------------|
|      | 男      | 女      | 合計        | 構成比   |         |              |
| 合計   | 13,805 | 15,027 | 28,832    | 100.0 | 12,313  | 2.34         |
| 上勢区  | 1,967  | 2,102  | 4,069     | 14.1  | 1,582   | 2.57         |
| 桃原区  | 901    | 979    | 1,880     | 6.5   | 736     | 2.55         |
| 栄口区  | 1,397  | 1,515  | 2,912     | 10.1  | 1,178   | 2.47         |
| 桑江区  | 1,675  | 1,695  | 3,370     | 11.7  | 1,353   | 2.49         |
| 謝苺区  | 1,002  | 1,093  | 2,095     | 7.3   | 899     | 2.33         |
| 北玉区  | 473    | 502    | 975       | 3.4   | 425     | 2.29         |
| 宇地原区 | 537    | 547    | 1,084     | 3.8   | 506     | 2.14         |
| 北前区  | 1,477  | 1,585  | 3,062     | 10.0  | 1,509   | 2.03         |
| 宮城区  | 1,823  | 2,091  | 3,914     | 13.6  | 1,642   | 2.38         |
| 砂辺区  | 1,336  | 1,490  | 2,826     | 9.8   | 1,240   | 2.28         |
| 美浜区  | 1,217  | 1,428  | 2,645     | 9.2   | 1,243   | 2.13         |
| 沖縄県  |        |        | 1,481,539 |       | 666,859 | 2.22         |

資料：住民基本台帳(令和元年度末時点)、沖縄県は沖縄県企画部統計課(令和2年1月1時点)

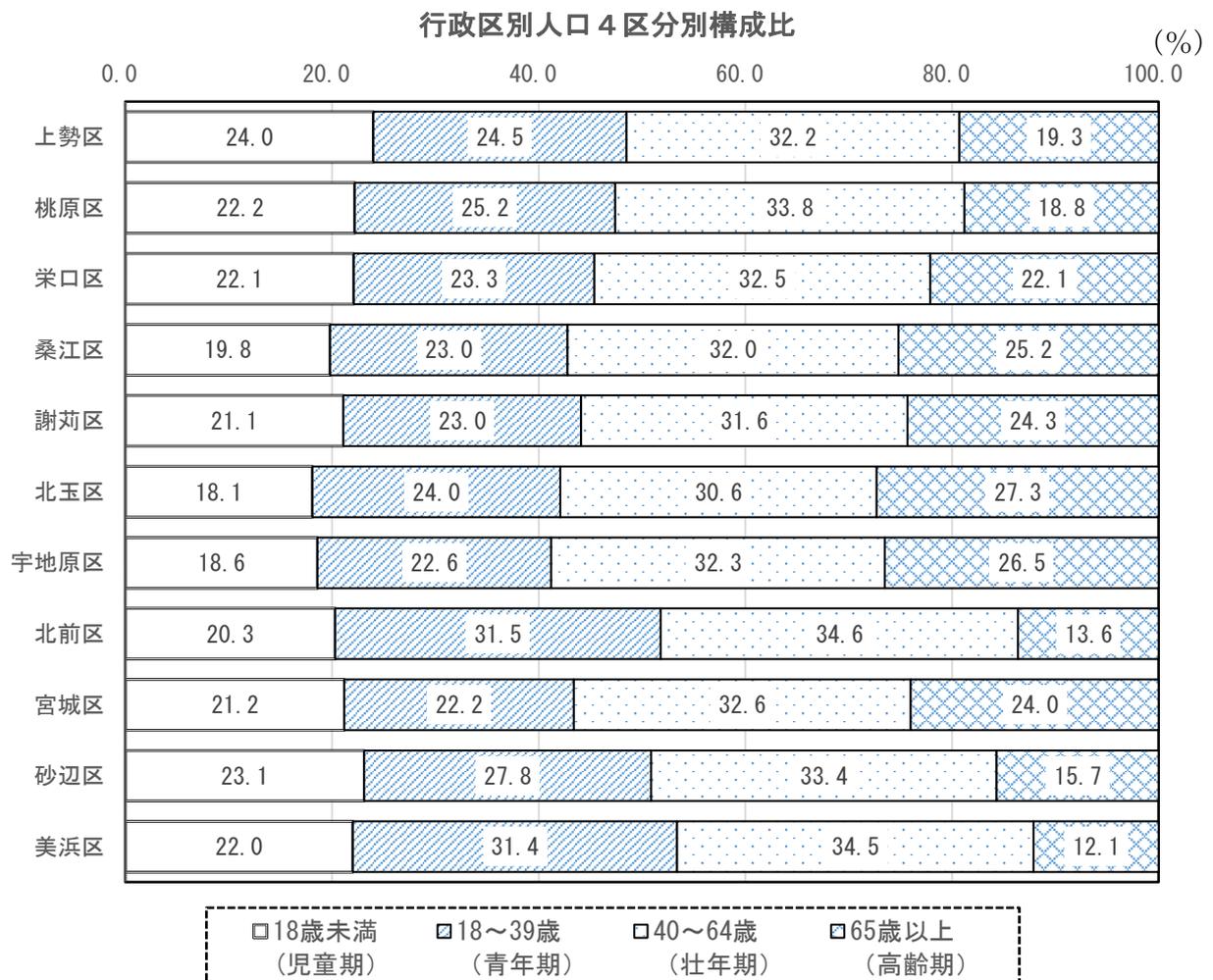
### (3) 行政区別年齢4区分別構成比

行政区ごとの年齢4区分別の構成比をみると、「18歳未満(児童期)」の構成比は、「北玉区」が18.1%と最も低く、「上勢区」が24.0%と最も高くなります。

「18～39歳(青年期)」の構成比は、「北前区」が31.5%と最も高く、次に「美浜区」が31.4%となります。そのほかの行政区については、いずれも20%台の構成比となります。

「40～64歳(壮年期)」の構成比は、各行政区とも30%台で、そのうち「北前区」が34.6%と最も高くなります。

「65歳以上(高齢期)」の構成比は、「北玉区」が27.3%と最も高く、次に「宇地原区」が26.5%となります。また、「美浜区」が12.1%と最も低くなります。



資料：住民基本台帳（令和元年度末時点）

## 2. 障がい者の概況

### (1) 障がい者全体の状況

#### 1) 障害者手帳交付者数

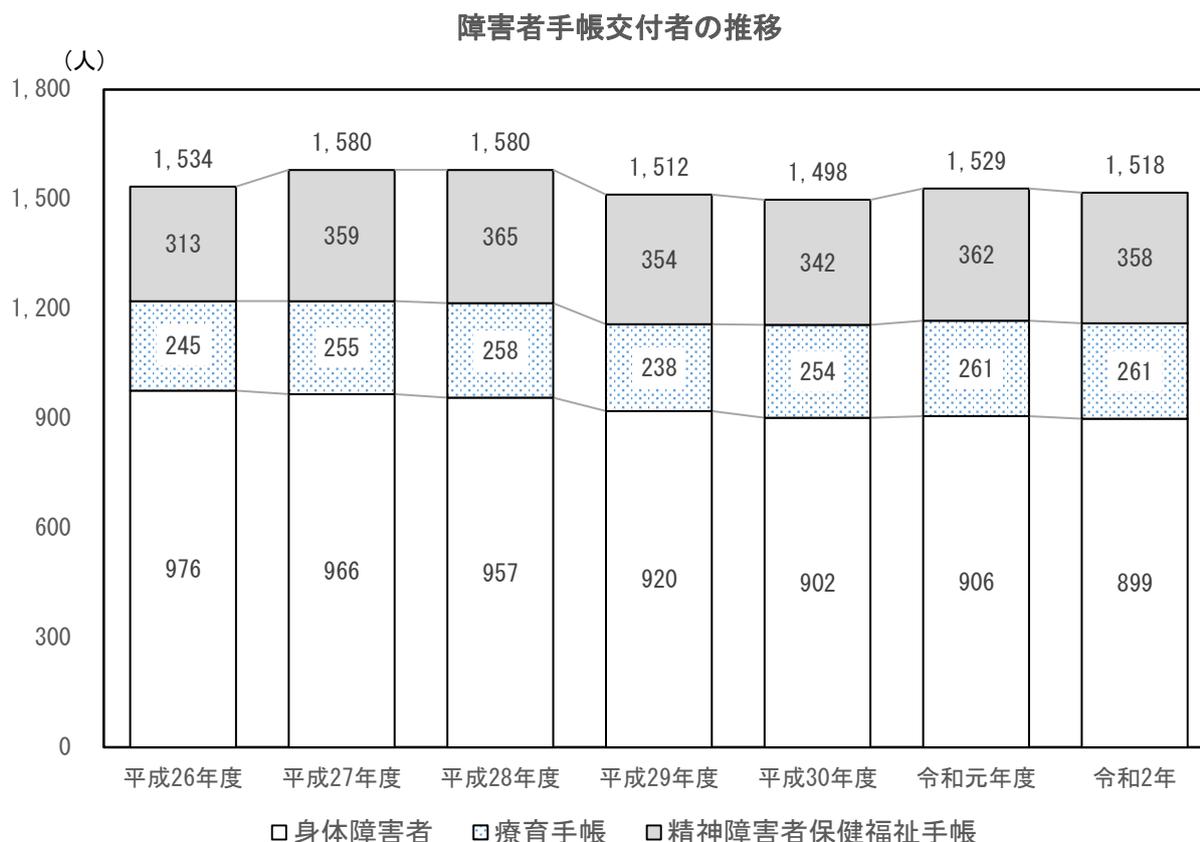
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を合わせた、障害者手帳交付者数は、平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年度は平成 27 年度と同数の 1,580 人で、平成 29 年は 1,512 人に減少しています。

手帳交付者数は、「身体障害者手帳」が最も多く、次に「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」となります。

各手帳交付者数の推移をみると、「身体障害者手帳」は平成 26 年度以降減少する傾向にあり、令和 2 年では 899 人となっています。

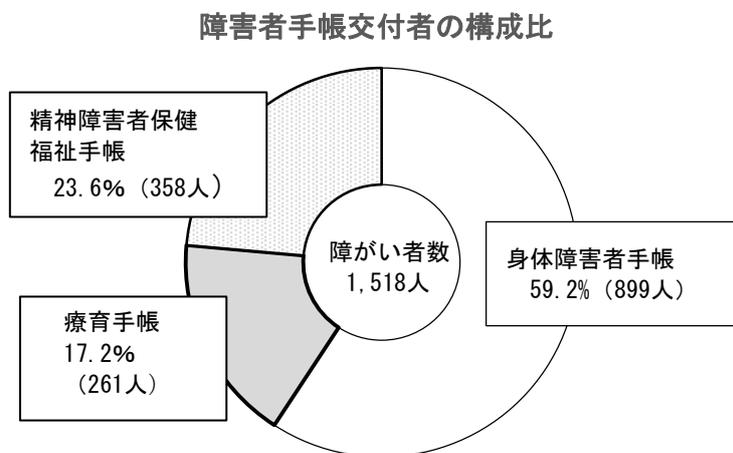
「療育手帳」は平成 26 年度には 245 人でしたが、増減を繰り返し、令和 2 年度は 261 人となっています。

「精神障害者保健福祉手帳」も平成 26 年度から平成 28 年度は増加傾向にありましたが、平成 29 年度に減少、平成 30 年度以降は増減を繰り返し、令和 2 年には 358 人となっています。



資料：福祉課（平成 26 年度年から令和元年度は年度末時点、令和 2 年は 10 月 1 日現在）

令和2年10月1日現在の障害者手帳交付者の構成比をみると、「身体障害者手帳」が59.2%と最も高く、「精神障害者保健福祉手帳」が23.6%、「療育手帳」が17.2%となります。



□資料：福祉課（令和2年10月1日現在）

令和2年10月1日現在で、3障害の手帳重複者数をみると、全体で60人、そのうち「身体手帳」と「療育手帳」の重複者が34人と最も多く、次に「身体」と「精神」の重複者が15人、「療育」と「精神」が10人、3障害の手帳重複者が1人となります。

**障害者手帳の重複状況**

|       | 令和2年 |
|-------|------|
| 身体＋療育 | 34人  |
| 身体＋精神 | 15人  |
| 療育＋精神 | 10人  |
| 3障害   | 1人   |
| 計     | 60人  |

資料：福祉課（令和2年10月1日現在）

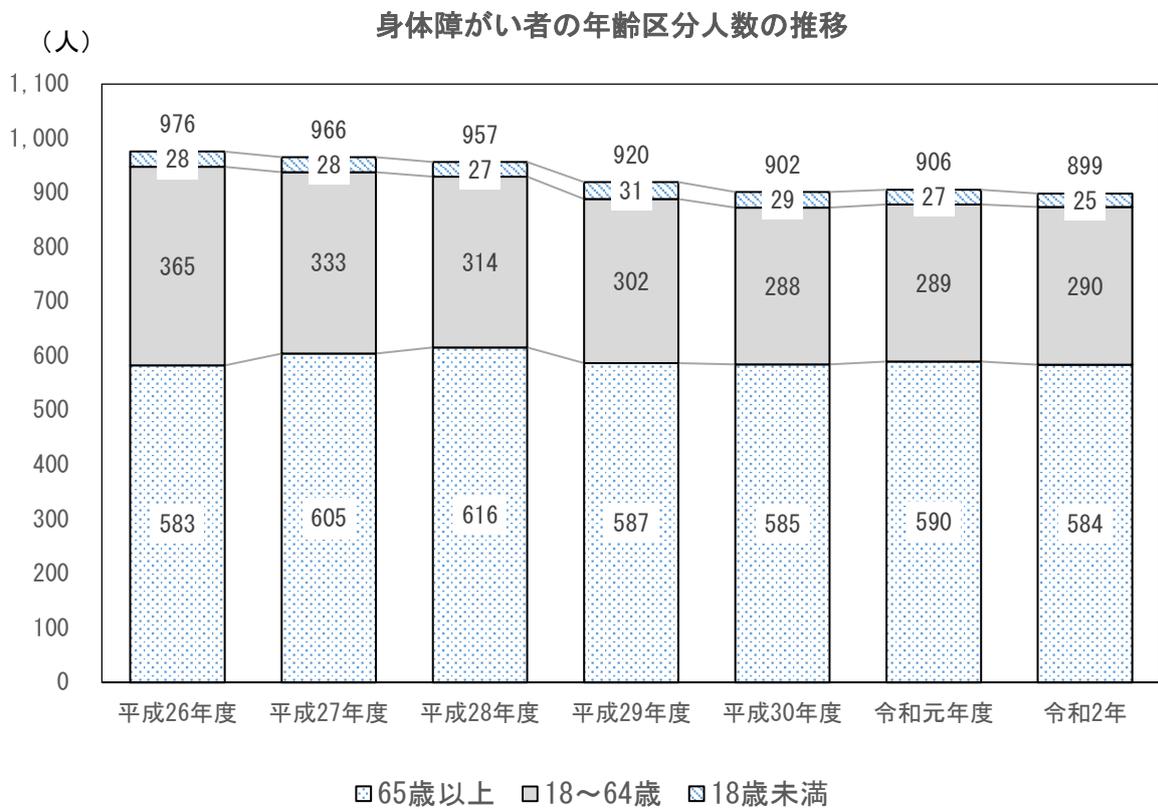
## (2) 身体障がい者の状況

### 1) 身体障がい者の年齢

身体障がい者の年齢区分では、「65歳以上」が最も多く、どの年度においても約60%～65%程度を占めています。

「18～64歳」は平成26年度には365人でしたが、減少傾向にあり、令和2年は290人で、32.2%を占めています。

「18歳未満」はほぼ平成26年度から平成28年度は27～28人で推移していますが、平成29年度に31人に増え、その後は減少傾向となり、令和2年は25人で、2.7%を占めています。

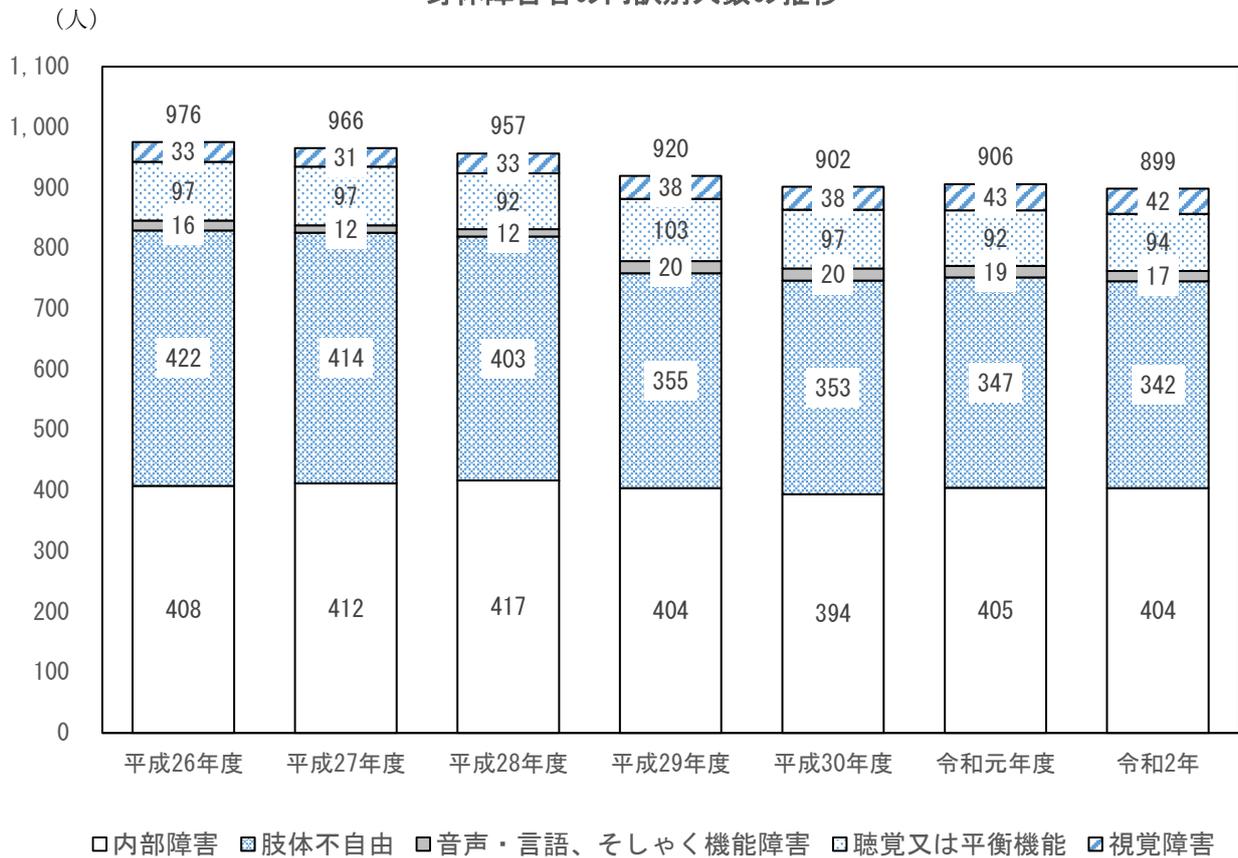


資料：福祉課（平成26年度から令和元年度は年度末時点、令和2年度は10月末現在）

## 2) 身体障害の内訳

身体障害の内訳では、いずれの年度も「内部障害」と「肢体不自由」が多く、令和2年では両障害で全体の82.9%を占めます。次いでどの年度も「聴覚・平衡機能障害」が多く、「視覚障害」、「音声・言語、そしゃく機能障害」と続いています。

身体障害者の内訳別人数の推移



■身体障害の内訳別人数の推移

(単位：人、%)

|                | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 令和  | 令和2年 |       |
|----------------|------|------|------|------|------|-----|------|-------|
|                | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 人数   | 構成比   |
| 総数             | 976  | 966  | 957  | 920  | 902  | 906 | 899  | 100.0 |
| 視覚障害           | 33   | 31   | 33   | 38   | 38   | 43  | 42   | 4.7   |
| 聴覚又は平衡機能       | 97   | 97   | 92   | 103  | 97   | 92  | 94   | 10.5  |
| 音声・言語、そしゃく機能障害 | 16   | 12   | 12   | 20   | 20   | 19  | 17   | 1.9   |
| 肢体不自由          | 422  | 414  | 403  | 355  | 353  | 347 | 342  | 38.0  |
| 内部障害           | 408  | 412  | 417  | 404  | 394  | 405 | 404  | 44.9  |

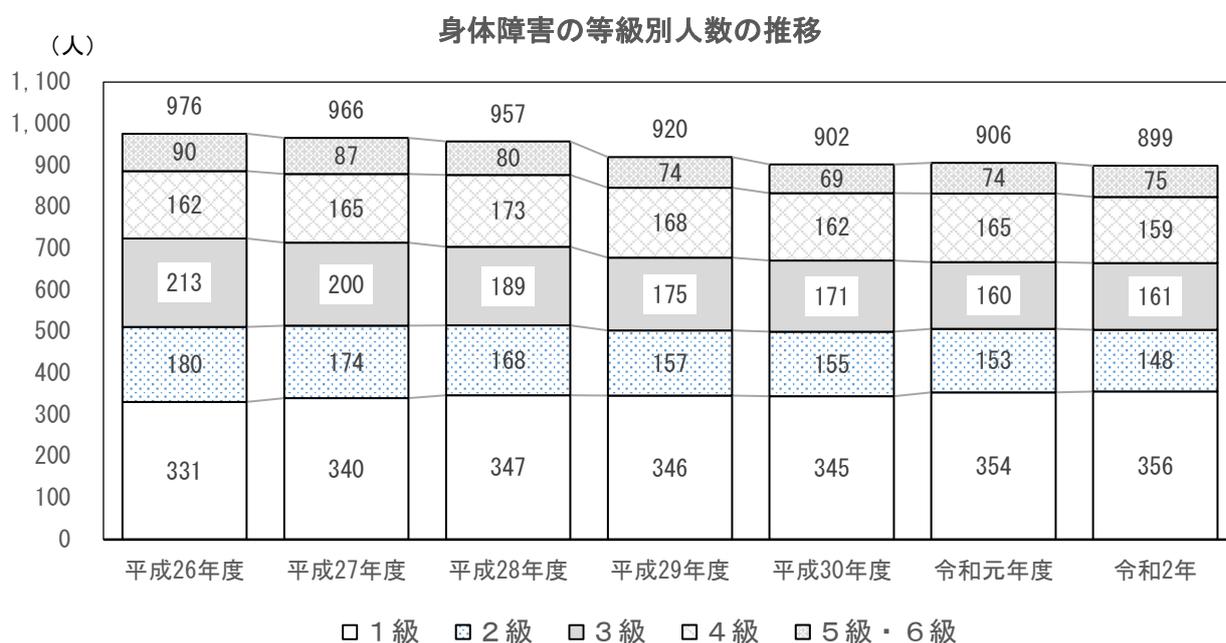
資料：福祉課（平成26年度から令和元年度は年度末時点、令和2年は10月1日現在）

### 3) 身体障害の等級（程度）

身体障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)をみると、毎年度「1級」が最も多く、令和元年度以降は350人台で推移しています。平成30年度までは2番目に「3級」が多かったものの、令和元年度では「4級」が「3級」よりも多くなり、令和2年は再び「3級」が多くなります。

また、「5級・6級」が最も少なく、令和元年度以降は70人台で推移しています。

令和2年10月1日現在の構成比は、「1級」が39.6%で、「2級」の16.5%を合わせると、重度者が56.1%と半数以上を占めます。また「3級」と「4級」を合わせた中度者が35.6%、「5級・6級」の軽度者が8.3%と、障害の程度が軽いほど割合は低くなります。



#### ■ 身体障害の等級別人数の推移

(単位:人、%)

|       | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   | 令和  | 令和2年 |       |
|-------|------|------|------|------|------|-----|------|-------|
|       | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 人数   | 構成比   |
| 合計    | 976  | 966  | 957  | 920  | 902  | 906 | 899  | 100.0 |
| 1級    | 331  | 340  | 347  | 346  | 345  | 354 | 356  | 39.6  |
| 2級    | 180  | 174  | 168  | 157  | 155  | 153 | 148  | 16.5  |
| 3級    | 213  | 200  | 189  | 175  | 171  | 160 | 161  | 17.9  |
| 4級    | 162  | 165  | 173  | 168  | 162  | 165 | 159  | 17.7  |
| 5級・6級 | 90   | 87   | 80   | 74   | 69   | 74  | 75   | 8.3   |

資料：福祉課（平成26年度から令和元年度は年度末時点、令和2年は10月1日現在）

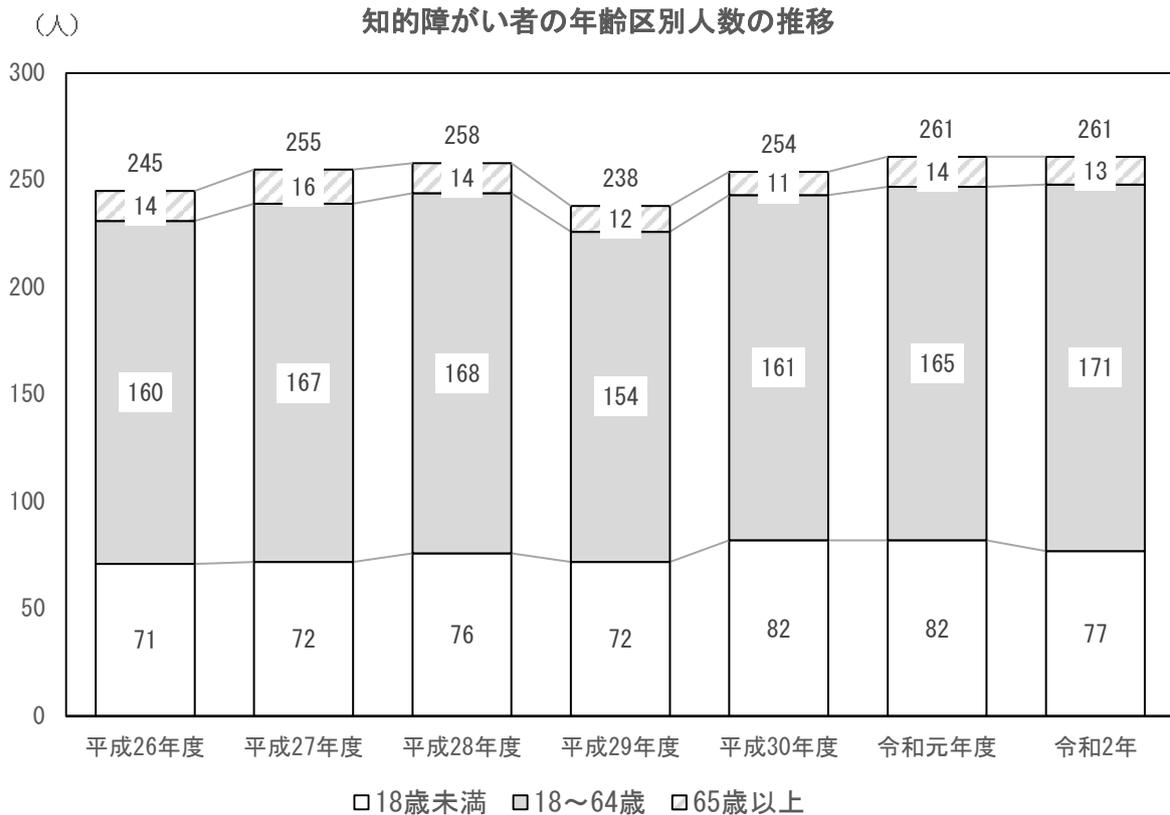
### (3) 知的障がい者の状況

#### 1) 知的障がい者の年齢

知的障がい者の年齢区分では、「18～64歳」が毎年度最も多く、また、徐々に増加する傾向にあり、平成26年度の160人から、令和2年では171人となり、65.5%を占めています。

次に「18歳未満」が多く、令和2年は77人で、29.5%を占めています。

また、「65歳以上」は平成26年度以降10人台で推移していて、令和2年は13人で約5%を占めています。



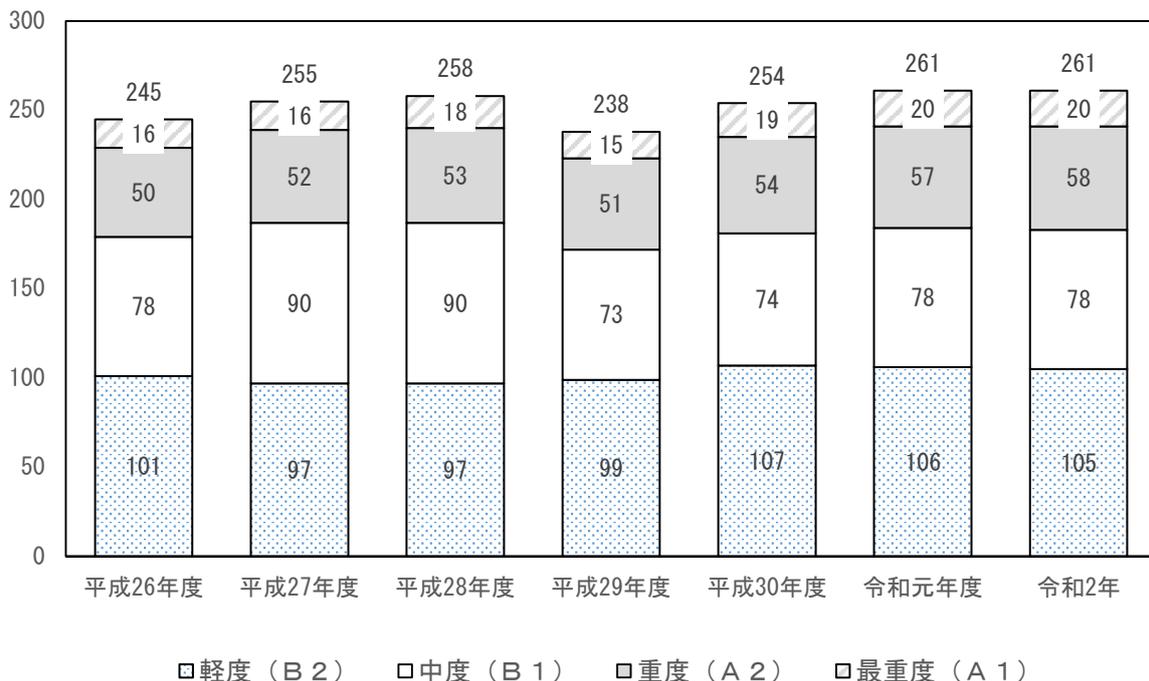
資料：福祉課（平成26年度から令和元年度は年度末現時点、令和2年は10月1日現在）

## 2) 知的障害の判定（程度）

知的障害の判定別の人数は、毎年度「軽度(B 2)」が最も多く、平成 30 年度以降は 105 人から 107 人で推移しています。次に「中度(B 1)」が多く、令和元年度と令和 2 年は 78 人となっています。「重度(A 2)」が 50 人台で推移し、「最重度(A 1)」が令和元年と令和 2 年は 20 人となっています。以上のように、障害の程度が軽いほど人数は多くなります。

令和 2 年 10 月 1 日現在の判定別の構成比をみると、「軽度(B 2)」が 40.2%、次に「中度(B 1)」が 29.9%、「重度(A 2)」が 22.2%で、「最重度(A 1)」が 7.7%となります。

(人) 知的障害の判定別人数の推移



### ■知的障害の判定別人数の推移

(単位:人、%)

|           | 平成    | 平成    | 平成    | 平成    | 平成    | 令和  | 令和 2 年 |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|-------|
|           | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度 | 人数     | 構成比   |
| 合計        | 245   | 255   | 258   | 238   | 254   | 261 | 261    | 100.0 |
| 最重度 (A 1) | 16    | 16    | 18    | 15    | 19    | 20  | 20     | 7.7   |
| 重度 (A 2)  | 50    | 52    | 53    | 51    | 54    | 57  | 58     | 22.2  |
| 中度 (B 1)  | 78    | 90    | 90    | 73    | 74    | 78  | 78     | 29.9  |
| 軽度 (B 2)  | 101   | 97    | 97    | 99    | 107   | 106 | 105    | 40.2  |

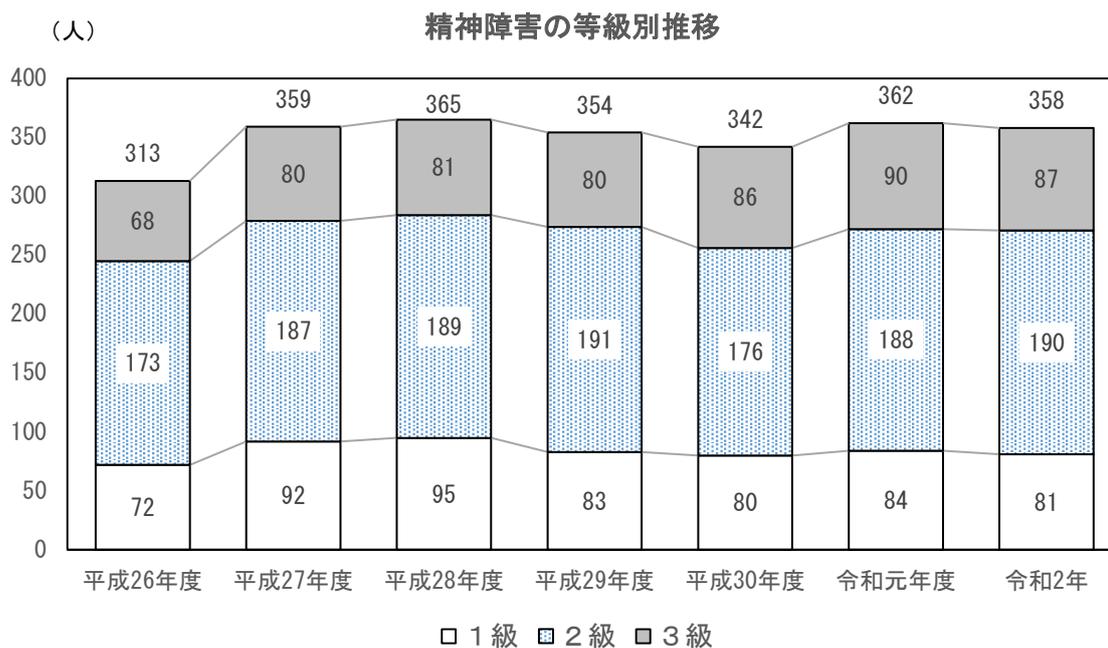
資料：福祉課（平成 26 年度から令和元年度は年度末時点、令和 2 年は 10 月 1 日現在）

#### (4) 精神障がい者の状況

##### 1) 精神障害の等級 (程度)

精神障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「2級」が最も多く、令和2年は190人となります。次に、平成30年度以降では「3級」が多くなります。

令和2年10月1日現在の等級別の構成比をみると、「2級」が53.1%と半数以上を占め、次に「3級」が24.3%、「1級」が22.6%となります。



##### ■精神障害の等級別人数の推移

(単位:人)

|    | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 令和2年 |       |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------|-------|
|    |            |            |            |            |            |           |      | 構成比   |
| 1級 | 72         | 92         | 95         | 83         | 80         | 84        | 81   | 22.6  |
| 2級 | 173        | 187        | 189        | 191        | 176        | 188       | 190  | 53.1  |
| 3級 | 68         | 80         | 81         | 80         | 86         | 90        | 87   | 24.3  |
| 計  | 313        | 359        | 365        | 354        | 342        | 362       | 358  | 100.0 |

資料：福祉課（平成26年度から令和元年度は年度末時点、令和2年は10月1日現在）

### 3. 特別支援保育・特別支援教育の状況

#### (1) 特別支援保育

町内の保育所(園)及び認定こども園では、障害のある子や発達が気になる子に対し、特別支援保育を実施しています。対象となる児童の数は平成 26 年度以降増減を繰り返し、令和 2 年度の 4 月 1 日現在の児童数は 28 人となります。

##### ■特別支援保育対象児数

(単位:人)

|        | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2 年度 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| 町立保育所  | 27          | 19          | 27          | 19          | 21          | 14        | 16         |
| 認可保育園  | 9           | 11          | 14          | 11          | 8           | 3         | 12         |
| 認定こども園 | 0           | 2           | 2           | 0           | 0           | 0         | 0          |
| 合計     | 36          | 32          | 43          | 30          | 29          | 17        | 28         |

資料：子ども家庭課（各年度 4 月 1 日時点）

#### (2) 特別支援教育

幼稚園、小中学校における特別支援教育の対象となる園児・児童・生徒数は平成 26 年度の 108 人から平成 28 年度には 134 人と増加し続けましたが、平成 29 年度以降は増減を繰り返し、令和 2 年度には幼稚園から中学校までを合わせた人数は、175 人となります。

##### ■特別支援教育対象園児・児童・生徒数

(単位:人)

|     | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2 年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| 幼稚園 | 10          | 10          | 12          | 11          | 24          | 24        | 22         |
| 小学校 | 61          | 63          | 79          | 74          | 98          | 115       | 97         |
| 中学校 | 37          | 42          | 43          | 40          | 43          | 54        | 56         |
| 合計  | 108         | 115         | 134         | 125         | 165         | 193       | 175        |

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日時点）

※預かり保育時の特別支援含む。また、小中学校は特別支援教育支援員が対応している人数。

小中学校においては、普通学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために、特別支援学級を設置しています。特別支援学級には「知的」、「情緒」、「難聴」の3つの学級及び令和2年度には「病弱」学級が設置されています。

小学校の特別支援学級に在籍する児童は増加傾向にあり、平成26年度の51人から令和2年度では125人と約2.5倍に増えています。また、「知的」と「情緒」の学級に在籍している児童が多く、平成27年度までは「知的」の在籍数が最も多い状況でしたが、平成28年度以降では「情緒」の在籍数が最も多くなります。

中学校の特別支援学級に在籍している生徒数は、平成28年度まで11人～14人の間で推移していましたが、平成29年度は22人、令和元年度は31人と大きく増え続けました。しかし、令和2年度には24人に減少しています。また、平成26年度から平成29年度までは「知的」学級の在籍数が多い状況でしたが、平成30年度には「知的」「情緒」の在籍数が同数、令和元年度から令和2年度は「情緒」の在籍数が多くなります。

■特別支援学級在籍児童数(小中学校)

(単位:人)

|     | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 小学校 | 51         | 55         | 59         | 59         | 71         | 101       | 125       |
| 知的  | 27         | 28         | 27         | 26         | 34         | 41        | 51        |
| 情緒  | 22         | 26         | 32         | 31         | 35         | 56        | 67        |
| 難聴  | 2          | 1          | 0          | 2          | 2          | 4         | 5         |
| 病弱  | -          | -          | -          | -          | -          | -         | 2         |
| 中学校 | 11         | 14         | 12         | 22         | 26         | 31        | 24        |
| 知的  | 8          | 8          | 6          | 14         | 13         | 13        | 8         |
| 情緒  | 3          | 5          | 5          | 7          | 13         | 18        | 16        |
| 難聴  | 0          | 1          | 1          | 1          | 0          | 0         | 0         |
| 合計  | 62         | 69         | 71         | 81         | 97         | 132       | 149       |

資料：学校教育課（各年度5月1日時点）

## 第3章 障害福祉サービス等の利用状況ならびに点検

### 1. 障害福祉サービス等の利用状況

#### (1) 障害福祉サービス等利用者数

障害福祉サービス等の実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「就労継続支援(B型)」が最も多く、令和元年度には99人が利用しています。次にどの年度も「計画相談支援」「生活介護」と続いています。

また、「共同生活援助(グループホーム)」が平成26年度の10人から令和元年度では28人(2.8倍)と大きく増えています。

#### ■障害福祉サービス等実利用者数

(単位:人)

|                 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 居宅介護(乗降介助除く)    | 46         | 39         | 49         | 66         | 58         | 59        |
| 重度訪問介護          | 3          | 3          | 3          | 2          | 2          | 2         |
| 行動援護            | 5          | 5          | 7          | 6          | 6          | 4         |
| 同行援護            | 3          | 3          | 2          | 1          | 1          | 1         |
| 重度障害者等包括支援      | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
| 生活介護            | 59         | 59         | 63         | 67         | 67         | 71        |
| 自立訓練(機能訓練)      | 2          | 2          | 3          | 1          | 1          | 1         |
| 自立訓練(生活訓練)      | 14         | 7          | 9          | 9          | 7          | 3         |
| 就労移行支援          | 10         | 15         | 17         | 13         | 4          | 5         |
| 就労継続支援(A型)      | 29         | 38         | 47         | 44         | 48         | 41        |
| 就労継続支援(B型)      | 74         | 85         | 81         | 96         | 101        | 99        |
| 短期入所(福祉型)       | 18         | 14         | 16         | 17         | 20         | 11        |
| 療養介護            | 5          | 5          | 5          | 6          | 6          | 6         |
| 共同生活援助(グループホーム) | 10         | 11         | 12         | 16         | 15         | 28        |
| 施設入所支援          | 37         | 38         | 36         | 36         | 34         | 33        |
| 計画相談支援          | 73         | 77         | 65         | 81         | 79         | 80        |
| 地域移行支援          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
| 地域定着支援          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |

資料：福祉課(各年度3月分実績) \* サービスの重複利用あり

## (2) 障害児通所支援等利用者数

障害児通所支援等の実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「放課後等デイサービス」が最も多く、平成27年度の73人から令和元年度には104人と利用者が大きく増加しています。

「児童発達支援」も増加傾向にあり、平成27年度の19人から、令和元年度には36人と増加しています。

「医療型児童発達支援」は平成29年度から3人が利用しています。また、「保育所等訪問支援」は平成29年度から令和元年度まで3人～6人で推移しています。

「障害児相談支援」は、平成27年度の26人に対し、令和元年度では45人と増加しています。

### ■障害児通所支援等実利用者数

(単位:人)

|            | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 児童発達支援     | 19         | 20         | 28         | 35         | 36        |
| 医療型児童発達支援  | 2          | 2          | 3          | 3          | 3         |
| 放課後等デイサービス | 73         | 73         | 90         | 102        | 104       |
| 保育所等訪問支援   | 9          | 9          | 4          | 3          | 6         |
| 障害児相談支援    | 26         | 26         | 39         | 59         | 45        |

資料：福祉課（各年度3月分実績）＊サービスの重複利用あり

## (3) 北谷町内の障害福祉サービス等事業所数

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する町内の事業所数は、令和2年12月1日現在で、58事業所となります。

サービス別の事業所数では、「放課後等デイサービス」が12事業所と最も多く、「児童発達支援」「計画相談支援」「共同生活援助（グループホーム）」が6事業所と次に多くなります。

また、平成30年の事業所数と比較すると、「共同生活援助（グループホーム）」が1か所から6か所と大幅に増加しています。

「放課後等デイサービス」は4か所増えていて、障害児通所支援の事業所全体では7か所の増加となります。

■北谷町内の指定障害福祉サービス等事業所数（平成30年及び令和2年）

| サービス名           | 事業所数<br>(平成30年) | 事業所数<br>(令和2年) | 増減 |
|-----------------|-----------------|----------------|----|
| 訪問系サービス         | 10              | 8              | △2 |
| 居宅介護            | 4               | 3              | △1 |
| 重度訪問介護          | 4               | 3              | △1 |
| 同行援護            | 2               | 1              | △1 |
| 行動援護            | 0               | 1              | 1  |
| 重度障害者等包括支援      | 0               | 0              | -  |
| 日中活動系サービス       | 12              | 11             | △1 |
| 生活介護            | 2               | 2              | -  |
| 自立訓練（機能訓練）      | 0               | 0              | -  |
| 自立訓練（生活訓練）      | 1               | 1              | -  |
| 宿泊型自立訓練         | 0               | 0              | -  |
| 就労移行支援          | 1               | 1              | -  |
| 就労継続支援（A型）      | 4               | 2              | △2 |
| 就労継続支援（B型）      | 4               | 4              | -  |
| 短期入所            | 0               | 1              | 1  |
| 療養介護            | 0               | 0              | -  |
| 居住系サービス         | 1               | 6              | 5  |
| 共同生活援助（グループホーム） | 1               | 6              | 5  |
| 施設入所支援          | 0               | 0              | -  |
| 計画相談支援・地域相談支援   | 6               | 8              | 2  |
| 計画相談支援          | 4               | 6              | 2  |
| 地域移行支援          | 1               | 1              | -  |
| 地域定着支援          | 1               | 1              | -  |
| 障害児通所支援         | 18              | 25             | 7  |
| 児童発達支援          | 5               | 6              | 1  |
| 医療型児童発達支援       | 0               | 0              | -  |
| 放課後等デイサービス      | 8               | 12             | 4  |
| 保育所等訪問支援        | 1               | 2              | 1  |
| 障害児相談支援         | 4               | 5              | 1  |
| 計               | 47              | 58             | 11 |

※資料：沖縄県障害福祉課HP「指定事業所情報」

平成30年（平成30年1月1日時点）、令和2年（令和2年12月1日時点）

## 2. 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業とは、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により計画的に行う事業です。

### (1) 障害者相談支援事業【必須事業】

障害者相談支援事業は令和元年度から町内外の3事業所に委託しています。平成26年度以降、実利用者数は増減を繰り返していましたが、令和元年度には平成30年度の147人から228人と大きく増加しました。

#### ■障害者相談支援事業利用実績

(単位:箇所、人)

|                     |       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 障害者相談支援事業           | 実施箇所  | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      | 3     |
| (基幹相談支援センター等機能強化事業) | 実施箇所  | 2      | 2      | 2      | 2      | 1      | 1     |
|                     | 実利用者数 | 194    | 170    | 208    | 159    | 147    | 228   |

資料：福祉課（各年度年間実績）

### (2) 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

成年後見制度利用支援事業は、平成30年度と令和元年度については、1件となります。

#### ■成年後見制度利用支援事業利用実績

(単位:人)

|              |       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 実利用者数 | 0      | 0      | 0      | 0      | 1      | 1     |

資料：福祉課（各年度年間実績）

### (3) 意思疎通支援事業【必須事業】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は、平成26年度の45件から平成27年度では55件と増加しましたが、その後は増減を繰り返し、令和元年度では8件となっています。手話通訳者設置事業では、福祉課窓口到手話通訳者（1人）を設置しています。

#### ■意思疎通支援事業利用実績

(単位:件)

|                 |       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用件数 | 45     | 55     | 24     | 11     | 22     | 8     |
| 手話通訳者設置事業       | 実施箇所  | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1     |

資料：福祉課（各年度年間実績）

#### (4) 日常生活用具給付事業【必須事業】

日常生活用具給付事業の利用件数は、毎年度「排泄管理支援用具」が最も多く、平成30年度以降は430件程度の利用となります。

##### ■日常生活用具給付事業利用実績

(単位:件)

|                       |       | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|-----------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 介護・訓練支援用具             | 実利用件数 | 0          | 1          | 1          | 0          | 1          | 1         |
| 自立生活支援用具              | 実利用件数 | 6          | 6          | 7          | 9          | 6          | 7         |
| 在宅療養等支援用具             | 実利用件数 | 2          | 5          | 1          | 4          | 1          | 1         |
| 情報・意志疎通支援用具           | 実利用件数 | 0          | 9          | 4          | 11         | 13         | 8         |
| 排泄管理支援用具              | 実利用件数 | 336        | 334        | 328        | 376        | 430        | 432       |
| 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) | 実利用件数 | 0          | 1          | 0          | 1          | 0          | 0         |

資料：福祉課（各年度年間実績）

#### (5) 移動支援事業【必須事業】

移動支援事業は、契約事業所(現在24事業所)からガイドヘルパーが派遣されます。利用者は年々増えてきており、平成26年度の18人から令和元年度では41人となります。

##### ■移動支援事業利用実績

(単位:人)

|        |       | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|--------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 移動支援事業 | 実利用者数 | 18         | 30         | 34         | 35         | 41         | 41        |

資料：福祉課（各年度年間実績）

#### (6) 地域活動支援センター事業【必須事業】

地域活動支援センター事業は、事業所に委託しI型で実施しています。利用者数は平成26年度から令和元年度まで50人前後で推移しています。

##### ■地域活動支援センター事業利用実績

(単位:箇所、人)

|              |       | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|--------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 地域活動支援センター事業 | 実施箇所  | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1         |
|              | 実利用者数 | 50         | 52         | 46         | 50         | 48         | 47        |

資料：福祉課（各年度年間実績）

## (7) 任意事業

### ①日中一時支援事業

日中一時支援事業は、町と契約した事業所(現在 45 事業所)が支援を行っています。利用者は増加傾向にあり、平成 26 年度が 78 人の利用であるのに対し、令和元年度では 104 人が利用しており、大きく増加しています。

#### ■日中一時支援事業利用実績

(単位:人)

|          |       | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 |
|----------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 日中一時支援事業 | 実利用者数 | 78          | 81          | 93          | 89          | 98          | 104       |

資料：福祉課（各年度年間実績）

### ②手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、北谷町、嘉手納町、読谷村の 3 町村合同で持ち回りで実施しており、養成講座終了者に対し手話通訳者奉仕員への登録を促しています。

本町の手話奉仕員新規登録者数は、平成 26 年度には 2 人で、それ以降 3 年間は新規登録はありませんでした。しかし、平成 30 年度に 6 人の新規登録があり、登録者数は 19 人となっています。

#### ■手話奉仕員養成研修事業利用実績

(単位:人)

|             |        | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 |
|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 新規登録者数 | 2           | 0           | 0           | 0           | 6           | 0         |
|             | 登録者数   | 15          | 13          | 13          | 13          | 19          | 19        |

資料：福祉課（各年度年間実績）

### ③社会適応支援事業

社会適応支援事業は、社会生活に困難がある障がい者について、社会生活への適応性を高めるために町と契約した事業所(現在 7 事業所)からヘルパーが派遣されます。

利用者は、平成 26 年度から平成 29 年度は 11 人～13 人で推移していましたが、平成 30 年度は 9 人、令和元年度は 8 人とやや減少しました。

#### ■社会適応支援事業利用実績

(単位:人)

|          |       | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 |
|----------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 社会適応支援事業 | 実利用者数 | 12          | 13          | 11          | 12          | 9           | 8         |

資料：福祉課（各年度年間実績）

### ④自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得・改造助成事業の利用者は、平成 26 年度以降 1 人～2 人で推移しています。

#### ■自動車運転免許取得・改造助成事業利用実績

(単位:人)

|                      |       | 平成<br>26 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 自動車運転免許取得・<br>改造助成事業 | 実利用者数 | 1           | 2           | 2           | 1           | 1           | 2         |

資料：福祉課（各年度年間実績）

### 3. 障害福祉サービス等の利用状況の点検

第5期北谷町障害福祉計画及び第2期北谷町障がい福祉計画における障害福祉サービス等の見込み(平成30年度～令和2年度)に対する実績との違いを、サービスごとに点検した結果を以下に示します。

#### (1) 訪問系サービス

「居宅介護」の利用者数の実績は、各年度で見込みより4人～5人多くなっていますが、利用量の実績は毎年度見込みより少なくなります。

「重度訪問介護」の利用者数の実績は平成30年度と令和元年度は見込みより1人少ないですが、令和2年度は見込みどおりとなります。利用量の実績は平成30年度と令和元年度は見込みより少ないですが、令和2年度は見込みより多くなります。

「行動援護」の利用者数の実績は、見込みより少なくなっており、利用量の実績は平成30年度は見込みより実績の方が多かったのですが、令和元年度と令和2年度は実績より少なくなります。

「同行援護」は利用者数、利用量ともにの見込みより実績が少なくなります。

「重度障害者等包括支援」については、利用は見込んでおらず、実績もありません。

#### 訪問系サービスの利用状況

| サービス名 |                |    | 平成30年度        |               | 令和元年度         |               | 令和2年度         |               |
|-------|----------------|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|       |                |    | 利用者数<br>(人/月) | 利用量<br>(時間/月) | 利用者数<br>(人/月) | 利用量<br>(時間/月) | 利用者数<br>(人/月) | 利用量<br>(時間/月) |
| 訪問系   | 居宅介護           | 実績 | 58            | 644           | 59            | 727           | 61            | 751           |
|       |                | 見込 | 53            | 795           | 55            | 825           | 57            | 855           |
|       | 重度訪問介護         | 実績 | 2             | 1,042         | 2             | 1,042         | 3             | 1,563         |
|       |                | 見込 | 3             | 1,429         | 3             | 1,429         | 3             | 1,429         |
|       | 行動援護           | 実績 | 6             | 150           | 4             | 107           | 5             | 132           |
|       |                | 見込 | 10            | 141           | 11            | 155           | 12            | 169           |
|       | 同行援護           | 実績 | 1             | 99            | 1             | 86            | 1             | 95            |
|       |                | 見込 | 3             | 120           | 3             | 120           | 3             | 120           |
|       | 重度障害者等<br>包括支援 | 実績 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
|       |                | 見込 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

※令和2年度の実績は年度途中時点での見込み

## (2) 日中活動系サービス

「生活介護」の利用者数および利用量の実績は、増加はしているものの、どちらも見込みより少なくなっています

「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」の利用者数、利用量の実績は、どちらも見込みより少なくなっています。

「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」の利用者数の実績、利用量は増えると見込みでしたが、どちらも実績は見込みよりかなり少なくなっています。

「就労継続支援（B型）」の利用者数の実績は、平成30年度は見込みより5人多かったのですが、利用量は119日少なく、令和元年度と令和2年度では利用者数、利用量ともに見込みより少なくなっています。

「短期入所（福祉型）」の利用者数の実績は、平成30年度は見込みどおりでしたが、利用量の実績はやや少なく、令和元年度と令和2年度は利用者数、利用量ともに見込みより少なくなっています。

「療養介護」の利用者数は、どの年度も実績は見込みより1人～2人多くなっています。

### 日中活動系サービスの利用状況

| サービス名 |                |    | 平成30年度        |              | 令和元年度         |              | 令和2年度         |              |
|-------|----------------|----|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
|       |                |    | 利用者数<br>(人/月) | 利用量<br>(日/月) | 利用者数<br>(人/月) | 利用量<br>(日/月) | 利用者数<br>(人/月) | 利用量<br>(日/月) |
| 日中活動系 | 生活介護           | 実績 | 67            | 1,365        | 71            | 1,394        | 72            | 1,414        |
|       |                | 見込 | 73            | 1,521        | 76            | 1,584        | 79            | 1,646        |
|       | 自立訓練<br>(機能訓練) | 実績 | 1             | 5            | 1             | 8            | 1             | 8            |
|       |                | 見込 | 2             | 34           | 3             | 51           | 3             | 51           |
|       | 自立訓練<br>(生活訓練) | 実績 | 7             | 90           | 3             | 54           | 5             | 89           |
|       |                | 見込 | 10            | 150          | 11            | 165          | 12            | 180          |
|       | 就労移行支援         | 実績 | 4             | 72           | 5             | 89           | 5             | 106          |
|       |                | 見込 | 19            | 323          | 20            | 340          | 21            | 357          |
|       | 就労継続支援<br>(A型) | 実績 | 48            | 895          | 41            | 794          | 45            | 874          |
|       |                | 見込 | 57            | 1,169        | 62            | 1,271        | 67            | 1,374        |
|       | 就労継続支援<br>(B型) | 実績 | 101           | 1,475        | 99            | 1,544        | 102           | 1,589        |
|       |                | 見込 | 96            | 1,594        | 101           | 1,677        | 106           | 1,760        |
|       | 短期入所<br>(福祉型)  | 実績 | 20            | 125          | 11            | 61           | 12            | 75           |
|       |                | 見込 | 20            | 146          | 22            | 161          | 24            | 175          |
|       | 療養介護           | 実績 | 6             |              | 6             |              | 7             |              |
|       |                | 見込 | 5             |              | 5             |              | 5             |              |

※令和2年度の実績は年度途中時点での見込み

### (3) 居住系サービス

「共同生活援助(グループホーム)」の利用者は令和元年度以降、見込み人数よりも大きく増加しています。

「施設入所支援」の利用者数の実績は、概ね見込みどおりです。

#### 居住系サービスの利用状況

| サービス名 |        |    | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     |
|-------|--------|----|-----------|-----------|-----------|
|       |        |    | 利用者数(人/月) | 利用者数(人/月) | 利用者数(人/月) |
| 居住系   | 共同生活援助 | 実績 | 15        | 28        | 33        |
|       |        | 見込 | 15        | 16        | 17        |
|       | 施設入所支援 | 実績 | 34        | 33        | 33        |
|       |        | 見込 | 36        | 35        | 35        |

※令和2年度の実績は年度途中時点での見込み

### (4) 相談支援

「計画相談支援」の利用者数の実績は、毎年度見込みより少なく、年度によって7人～11人の差があります。

「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数はどちらも1人を見込んでいましたが、利用実績はありません。

#### 相談支援サービスの利用状況

| サービス名 |        |    | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     |
|-------|--------|----|-----------|-----------|-----------|
|       |        |    | 利用者数(人/月) | 利用者数(人/月) | 利用者数(人/月) |
| その他   | 計画相談支援 | 実績 | 79        | 80        | 81        |
|       |        | 見込 | 86        | 89        | 92        |
|       | 地域移行支援 | 実績 | 0         | 0         | 0         |
|       |        | 見込 | 1         | 1         | 1         |
|       | 地域定着支援 | 実績 | 0         | 0         | 0         |
|       |        | 見込 | 1         | 1         | 1         |

※令和2年度の実績は年度途中時点での見込み

## (5) 障害児通所支援等

「児童発達支援」の利用者数、利用量の実績は、どちらも毎年度見込みより 11 人多くなっています。

「医療型児童発達支援」の利用者数は、毎年度 1 人見込みより多く、利用量についても実績が各年度で月に 18 日～25 日多くなります。

「放課後等デイサービス」の利用者数の実績は、各年度で見込みより 10 人～15 人多くなっていますが、利用量の実績は見込みより少なくなります。

「保育所等訪問支援」は利用者数、利用量ともに大きく増えると見込みでしたが、実績は微増となっています。

「障害児相談支援」の利用者数は平成 30 年度は見込みより 27 人多く、令和元年度と令和 2 年度は見込みより 10 人多くなっています。

### 障害児通所支援・相談支援の利用状況

| サービス名   |            |    | 平成 30 年度      |              | 令和元年度         |              | 令和 2 年度       |              |
|---------|------------|----|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
|         |            |    | 利用者数<br>(人/日) | 利用量<br>(日/月) | 利用者数<br>(人/日) | 利用量<br>(日/月) | 利用者数<br>(人/日) | 利用量<br>(日/月) |
| 児童支援    | 児童発達支援     | 実績 | 35            | 457          | 36            | 471          | 37            | 483          |
|         |            | 見込 | 24            | 288          | 25            | 300          | 26            | 312          |
|         | 医療型児童発達支援  | 実績 | 3             | 45           | 3             | 52           | 3             | 52           |
|         |            | 見込 | 2             | 27           | 2             | 27           | 2             | 27           |
|         | 放課後等デイサービス | 実績 | 102           | 1,382        | 104           | 1,372        | 111           | 1,463        |
|         |            | 見込 | 87            | 1,392        | 94            | 1,504        | 101           | 1,616        |
|         | 保育所等訪問支援   | 実績 | 3             | 6            | 6             | 10           | 7             | 12           |
|         |            | 見込 | 15            | 30           | 18            | 36           | 21            | 42           |
| 障害児相談支援 | 実績         | 59 | -             | 45           | -             | 48           | -             |              |
|         | 見込         | 32 | -             | 35           | -             | 38           | -             |              |

※令和 2 年度の実績は年度途中時点での見込み

## 第4章 第6期障害福祉計画

### 1. 成果目標（第5期障害福祉計画）の達成状況

「第5期北谷町障害福祉計画」では、令和2年度を目標として次の成果目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりです。目標未達成の項目については、本計画において引き続き目標を達成できるよう計画を推進します。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

| 事 項                                  | 第5期の数値<br>目標値 | 実 績<br>(令和元年度末) | 評 価  |
|--------------------------------------|---------------|-----------------|------|
| 目標年度入所者数<br>※平成28年度末(36人)から2%以上削減を目標 | 35人           | 33人             | 目標達成 |
| 削減見込み目標値                             | 1人(3%)        | 2人              | 目標達成 |
| 新規入所者数                               | 2人            | 2人              | -    |
| 退所者数                                 | 3人            | 5人(死亡4人、入院1人)   | -    |
| 地域移行目標数                              | 0人(0%)        | 0人              | -    |

資料：福祉課

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行

##### ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

| 事 項                                   | 第5期の数値<br>目標値 | 実 績<br>(令和元年度末) | 評 価   |
|---------------------------------------|---------------|-----------------|-------|
| 年間一般就労移行者数<br>※平成28年度実績(7人)の1.5倍以上を目標 | 11人(1.57倍)    | 3人              | 目標未達成 |

資料：福祉課

※ここでの福祉施設とは就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を指す。

※一般就労移行者とは福祉施設から一般企業に就職した者（就労継続支援A型の利用者になった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者

##### イ. 就労移行支援事業所の利用者数

| 事 項  | 第5期の数値<br>目標値 | 実 績<br>(令和元年度末) | 評 価   |
|--|---------------|-----------------|-------|
| 就労移行支援事業所の利用者数<br>※平成28年度実績(17人)の2割以上増加を目標 | 21人(1.24倍)    | 0人              | 目標未達成 |

資料：福祉課

ウ. 管内（町内）の就労移行事業所数

| 事 項                       | 第5期の数値<br>目標値 | 実 績<br>(令和元年度末) | 評 価  |
|---------------------------|---------------|-----------------|------|
| 町内の就労移行支援事業所数             | 1か所           | 1か所             | 目標達成 |
| 就労移行率が3割以上の管内就労移行<br>事業所数 | 1か所           | 1か所             | 目標達成 |

資料：福祉課

エ. 就労定着支援事業における1年後の職場定着率

| 事 項                                   | 第5期の数値<br>目標値 | 実 績<br>(令和元年度末) | 評 価   |
|---------------------------------------|---------------|-----------------|-------|
| 就労定着支援利用者数                            | 5人            | 3人(うち1人転出)      | -     |
| 職場定着人数<br>※就労定着支援事業開始から1年後の定着<br>率が8割 | 4人(80%)       | 1人/2人(50%)      | 目標未達成 |

資料：福祉課

(3) 地域生活支援拠点等の整備検討

| 事 項  | 第5期の目標                            | 実 績<br>(令和元年度末)                   | 評 価  |
|--|-----------------------------------|-----------------------------------|------|
| 地域生活支援拠点<br>市町村または障害福祉圏域内に少なくと<br>も1つを整備する | 自立支援協議会で拠<br>点の機能や整備に関<br>する検討を行う | 設置済み<br>(協議会にワーキンググル<br>ープを設置し検討) | 目標達成 |

※国指針である、市町村または圏域内に少なくとも1つを整備することについては、未達成だが、  
機能や整備に関する検討を自立支援協議会でやっているのので、目標達成とする。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

| 事 項                         | 第5期の目標 | 実 績<br>(令和元年度末) | 評 価  |
|-----------------------------|--------|-----------------|------|
| 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 | 設置予定   | 設置済み            | 目標達成 |

イ. 精神病床の長期入院患者数の変化

|         | 長期入院者数<br>(平成29年)<br>(人) | 長期入院者数<br>(令和元年)<br>(人) | 備 考     |
|---------|--------------------------|-------------------------|---------|
| 沖縄県全体   | 2,397                    | 2,674                   | 11.6%増加 |
| 北谷町     | 26                       | 37                      | 42.3%増加 |
| うち65歳以上 | 12                       | 20                      | 66.7%増加 |
| うち65歳未満 | 14                       | 17                      | 21.4%増加 |

資料：沖縄県障害福祉計画（第6期）

※長期入院者数に関しては、第5期の達成目標ではないが、「地域移行に伴う基盤戦微量」の基礎資料として表す。

ウ. 精神病床の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量

|         | 第5期の目標<br>基盤整備量 (人) | 実 績<br>(人) | 評 価  |
|---------|---------------------|------------|------|
| 沖縄県全体   | 222                 | - (不明)     | -    |
| 北谷町     | 2                   | 4          | 目標達成 |
| うち65歳以上 | 1                   | 2          | 目標達成 |
| うち65歳未満 | 1                   | 2          | 目標達成 |

資料：沖縄県障害福祉計画（第6期）、福祉課（実績：令和2年12月末時点）

## 2. 成果目標

国の指針に基づき、本計画の最終年度（令和5年度）における成果目標を定めます。また、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

### （1）福祉施設入所者の地域生活への移行

#### ア. 成果目標の設定

令和3年度から令和5年度末までの新規入所者数を2人、退所者数を3人とし、令和5年度末の削減見込み目標値を1人とします。また、退所者のうち地域移行目標者数を1人とします。

| 事 項         | 数 値    | 備 考                          |
|-------------|--------|------------------------------|
| 現入所者数(A)    | 33人    | 令和元年度末（R2.3.31現在）の入所者数       |
| 目標年度入所者数(B) | 32人    | 令和5年度末の見込み                   |
| 削減見込み目標値(C) | 1人(3%) | $C=A-B=E-D$ （国指針：目標1.6%以上削減） |
| 新規入所者数(D)   | 2人     | 令和3年～令和5年度末までの新規入所者の見込       |
| 退所者数(E)     | 3人     | 令和3年～令和5年度末までの退所者の見込         |
| 地域移行目標数(F)  | 1人(3%) | (E)のうち、地域移行目標者(国指針：目標6%以上移行) |

※福祉施設の入所者とは、福祉施設のうち、障害者支援施設に入所している者をいう。

※地域生活移行とは、福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を家庭復帰やグループホーム等へ移行した者をいい、病院、他入所施設（老人、障害）、死亡の場合は含まない。

#### イ. 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

- ・入所施設の受入数は飽和状態にあり、入所希望があっても重度の者を優先して受け入れる傾向にあるため、現在の入所者は重度の障がい者が多くを占めています。そのため、一度入所した者が地域移行することは非常に難しい状況にあります。
- ・退所者数は、入所者の高齢化や重度化による入院等を理由とする退所者数を見込んでいます。
- ・真に施設入所支援が必要な場合を検討しつつ、地域生活支援拠点の整備に係る取組を踏まえ、グループホーム等を活用した地域移行を進めることにより、施設入所者の削減を図ります。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

国の指針では、精神障がい者が地域の一人として、安心して自分らしく暮らしていけるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムを構築するために、保健、福祉、医療関係者による協議の場を設置することとしています。

本町では、平成 29 年度に「北谷町精神障がい者の医療・保健・福祉連携会議」を設置し、平成 31 年度より「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」として位置づけています。令和 3 年度以降、下記のとおり開催回数や参加人数を見込み、支援体制の整備を図っていきます。

| 事 項                                  | 回数または人数 |        |        | 備 考                                  |
|--------------------------------------|---------|--------|--------|--------------------------------------|
|                                      | 令和 3 年  | 令和 4 年 | 令和 5 年 |                                      |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数             | 4       | 4      | 4      | 年間の開催回数の見込み                          |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数        | 8       | 8      | 8      | 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者人数の見込み |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1       | 1      | 1      | 年間の開催回数の見込み                          |

### イ. 精神病床の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

国の基本指針では、精神病床からの地域移行者数の目標値を定めるとともに、地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の整備を図ることとしています。

精神病床の長期入院患者が地域移行することに伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)については、県において市町村ごとに目標値を定めており、本町の目標値は下記のとおりとなっています。下記目標値を踏まえた上で、本町においては、自宅やグループホーム等への移行を促進するとともに、地域で自立した生活が送れるよう必要な障害福祉サービスの確保等の支援体制づくりを進めます。

#### 【精神科長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量】

|       | 長期入院患者数(人)(令和 2 年) |           |           | 基盤整備量(人)(令和 5 年度末) |           |           |
|-------|--------------------|-----------|-----------|--------------------|-----------|-----------|
|       |                    | うち 65 歳以上 | うち 65 歳未満 |                    | うち 65 歳以上 | うち 65 歳未満 |
| 沖縄県全体 | 2,674              | 1,554     | 1,120     | 355                | 187       | 168       |
| 北谷町   | 37                 | 20        | 17        | 5                  | 2         | 3         |

※資料：沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

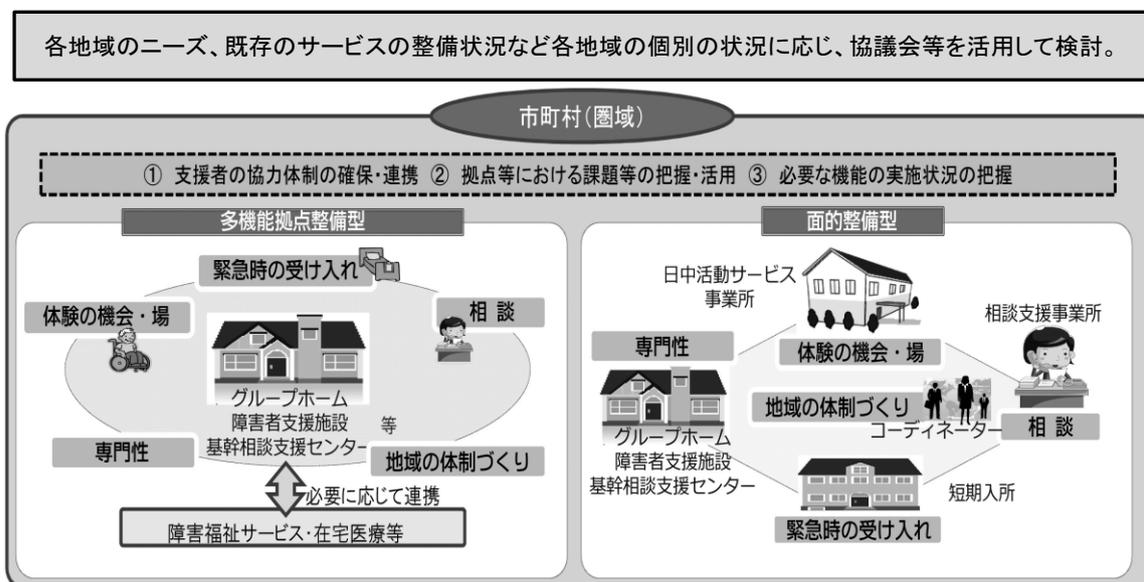
### (3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を、市町村または障害福祉圏域内に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

本町においては、面的な体制で地域生活支援拠点を整備することとし、北谷町地域自立支援推進協議会において各機能の支援体制づくりを検討していきます。さらに、自立支援協議会において承認を受け、整備できた機能については、その運用状況についての検証及び検討を図っていきます(年1回予定)。

#### 地域生活支援拠点等の整備手法 (イメージ)

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。



出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

目標年度(令和 5 年度)における 1 年間の一般就労移行者数は、令和元年度実績(3 人)の 1.33 倍(4 人)を目標値とします。

| 事 項                              | 数 値             | 備 考   |
|----------------------------------|-----------------|---|
| 令和元年度の年間一般就労移行者数                 | 3 人             | 令和元年度において福祉事業所を退所し、一般就労した者の数                              |
| 目標年度(令和 5 年度)における年間一般就労移行者数(目標値) | 4 人<br>(1.33 倍) | 令和 5 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数<br>(国指針：令和元年度実績の 1.27 倍以上を目標) |

※ここでの福祉施設とは就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所を指す。

※一般就労移行者とは福祉施設から一般企業等に就職した者(就労継続支援 A 型の利用者になった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者

##### イ. 令和 5 年度末における就労移行支援事業の移行者数

令和元年度末において、就労移行支援事業所から一般就労への移行者は 0 人だったため、目標年度(令和 5 年度末)における一般就労移行者数は、1 人を目標値とします。

| 事 項                             | 数 値 | 備 考                       |
|---------------------------------|-----|---------------------------|
| 令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数           | 0 人 |                           |
| 目標年度(令和 5 年度末)における一般就労移行者数(目標値) | 1 人 | 国指針：令和元年度末の 1.3 倍以上の増加を目標 |

##### ウ. 令和 5 年度末における就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数

目標年度(令和 5 年度)における就労継続支援 A 型事業所から一般就労への移行者数は、令和元年度実績(3 人)と同数の 3 人を目標値とします。しかし、就労継続支援 B 型事業所から一般就労への移行は、難しいことが予想されるため、目標値は設定しません。

| 事 項                             | 数 値 | 備 考  |
|---------------------------------|-----|--|
| 令和元年度末の就労継続支援事業所の移行者数           | 3 人 | 就労継続支援 A 型事業所 3 人<br>就労継続支援 B 型事業所 0 人   |
| 目標年度(令和 5 年度末)における一般就労移行者数(目標値) | 3 人 | 就労継続支援 A 型事業所 3 人<br>国指針：令和元年度末の 1.26 倍以上の増加を目標<br>就労継続支援 B 型事業所 0 人<br>国指針：令和元年度末の 1.23 倍以上の増加を目標 |

## エ. 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

令和 5 年度末の管内就労移行支援事業所数は、現状と同じく 1 か所を見込みます。また、令和 5 年度末における就労定着支援事業の利用者数は 2 人を見込みます。令和 5 年度末の管内における就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 8 割以上となる事業所数は 1 か所を目標値とします。

| 事 項                                      | 数 値              | 備 考  |
|--|------------------|--|
| 平成 30 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数               | 1 か所             | 数値は県提供   |
| 令和 5 年度末の管内就労移行支援事業所数<br>(見込み)           | 1 か所             | 平成 30 年度末と同数を見込む   |
| 令和 5 年度末の就労定着支援事業の利用者数 (見込み)             | 2 人              | 国指針：令和 5 年度における就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする |
| 令和 5 年度末の就労移行率が 8 割以上の管内就労移行支援事業所数 (目標値) | 1 か所<br>(100.0%) | 国指針：就労移行率が 8 割以上の事業者が全体の 7 割以上を目標                                  |

## (5) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

国の指針では、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することとしています。また、その取り組みを実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討することとしています。（重層的な相談支援体制）

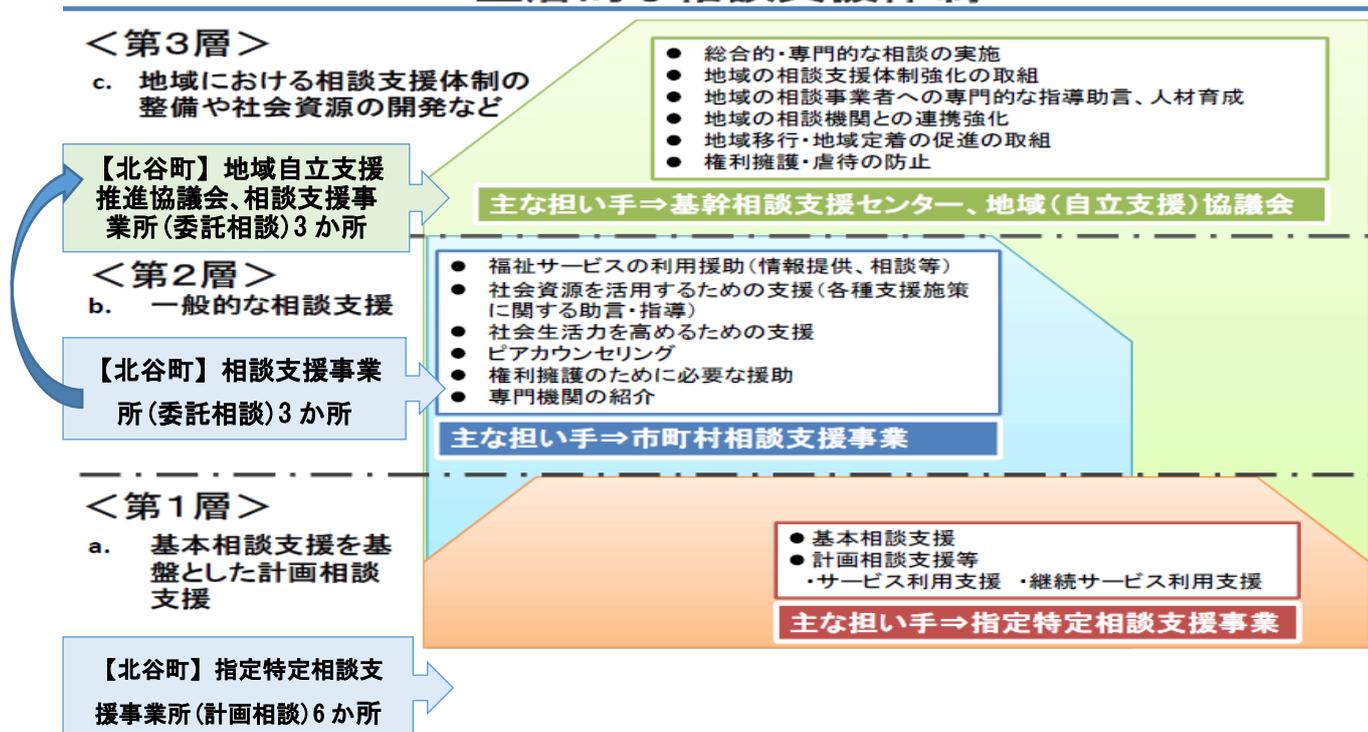
本町においては、基幹相談支援センターの設置予定はありませんが、現在の相談支援体制(委託相談事業所3か所)において、専門的知識や経験豊富な人材を確保し、北谷町自立支援協議会とともに地域における当事者及び家族等への相談支援を充実・強化することに加え、地域の相談機関との連携強化、人材育成に取り組みます。さらに児童発達支援センターの設置を目指す中で、相談機能を担うことについても検討していきます。

| 事 項   | 実施時期  |       |       |
|---|-------|-------|-------|
|   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 総合的・専門的な相談支援の実施<br>総合的・専門的な相談支援の実施見込み（か所数）      | 3     | 3     | 4     |
| 地域の相談支援体制の強化<br>地域の相談支援事業者に対する訪問による専門的な指導・助言の件数 | 50    | 50    | 50    |
| 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（研修等）                       | 1     | 1     | 1     |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（研修等）                      | 2     | 2     | 2     |

※総合的・専門的な地域の相談支援（国指針より）

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援(者)。

### 重層的な相談支援体制



出典：厚生労働省資料

## (6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

国の指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取り組みとして、市町村職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加及び、自立支援審査支払等システム等の審査結果や分析結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本としています。

本町においても、各種研修への職員の積極的な参加や自立支援審査支払等システム等を活用して審査時の請求誤りや算定誤り等を分析し、事業所等へ改善の促しを行う等、障害福祉サービスの質の向上について現在も取り組んでいます。

### ア. 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

| 事 項                                       | 参加時期及び人数 |       |       |
|---|----------|-------|-------|
|   | 令和3年度    | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 | 3        | 3     | 3     |

### イ. 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

| 事 項   | 回 数   |       |       |
|---|-------|-------|-------|
|   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体との共有実施回数 | 1     | 1     | 1     |

### 3. 障害福祉サービスの見込量(活動指標)及び確保方策

障害福祉サービスについて、これまでの実績や町の実情を勘案して、令和3年度から令和5年度までの各年度ごとのサービスの見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

#### (1) 訪問系サービス

##### ■サービスの種類

| サービス名      | サービスの内容                                      | 障がい者 | 障がい児 |
|------------|--|------|------|
| 居宅介護       | 自宅で、身体介護や家事援助などの支援を行います。                     | ○    | ○    |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由者に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的に行います。          | ○    | ×※   |
| 行動援護       | 行動障害のある知的障がい者・精神障がい者に、移動介護や危険回避の援護等を行います。    | ○    | ○    |
| 同行援護       | 視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。 | ○    | ○    |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護を必要とする障がい者に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。       | ○    | ×※   |

※一定の条件を満たした場合に対象となる場合があります

#### ①居宅介護

利用者数は、過去3年間(平成29年度～令和元年度末)の年平均増数(≒2人)を基に、令和2年度以降毎年度2人ずつ増えると見込みます。

利用量は令和元年度の1人あたり平均利用時間(12.3時間≒12時間/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               | 第6期計画         |               |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 66             | 58             | 59            | 61            | 63            | 65            | 67            |
| 利用量(時間/月) | 740            | 644            | 727           | 751           | 775           | 799           | 823           |

##### [見込量確保の考え方]

利用者数は増えると見込みますが、ヘルパーの人員確保が課題であり、圏域内での事業所やヘルパー人員の確保を図るとともに、必要に応じて他のサービスへの転換を促します。

## ②重度訪問介護

過去3年間の利用者数に変動はありませんが、令和2年度からは新規利用者を1名程度見込み、利用量については令和元年度の1人あたり平均利用時間(521時間)を、利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 2              | 2              | 2             | 3             | 3             | 3             | 3             |
| 利用量(時間/月) | 1,042          | 1,042          | 1,042         | 1,563         | 1,563         | 1,563         | 1,563         |

### [見込量確保の考え方]

利用者数は大きな増加はないと見込みますが、新規利用者が1名程度生じることを見込み、その際にはスムーズなサービス提供に繋がるよう、事業所の確保を図ります。

## ③行動援護

令和2年度の利用者数は直近の状況から5人を見込み、令和3年度以降は毎年度1人増(過去3年間の年平均増数)を見込みます。

利用量については、過去3年間の1人あたり平均利用時間(25時間/月)を、令和2年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 6              | 6              | 4             | 5             | 6             | 7             | 8             |
| 利用量(時間/月) | 149            | 150            | 107           | 132           | 157           | 182           | 207           |

### [見込量確保の考え方]

利用者は増えると見込んでいますが町内に事業所がなく、圏域内での事業所及びヘルパー人員の確保を図ります。

#### ④同行援護

過去3年間の利用者数は横ばいで、令和2年度まで同じ傾向にあると見込み、令和3年度以降は1人ずつの増加を見込みます。

また、利用量については過去3年間の平均利用時間(95時間/月)ずつの増加を見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 1              | 1              | 1             | 1             | 2             | 3             | 4             |
| 利用量(時間/月) | 100            | 99             | 86            | 95            | 190           | 285           | 380           |

##### [見込量確保の考え方]

利用者数は横ばいもしくは1人ずつ増加と見込みます。新規利用者が生じる際には提供できるような事業所の確保を図ります。

#### ⑤重度障害者等包括支援

県内に事業所がなく、今後3年間の新規利用もないと見込みますが、新規利用者が生じる際には提供できるような事業所の確保を図ります。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 0              | 0              | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 利用量(時間/月) | 0              | 0              | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

## (2) 日中活動系サービス（就労系を除く）

### ■サービスの種類

| サービス名               | サービスの内容                                   | 障がい者 | 障がい児 |
|---------------------|---|------|------|
| 生活介護                | 常に介護を必要とする障がい者に、施設などで介護や創作的活動などの機会を提供します。 | ○    | ×    |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練などを行います。   | ○    | ×    |
| 短期入所<br>(福祉型・医療型)   | 介助者が病気等のときに、短期間施設に入所して必要な介護等の支援を行います。     | ○    | ○    |
| 療養介護                | 医療を要する障がい者に、病院などで機能訓練や看護、介護などを行います。       | ○    | ×    |

### ①生活介護

令和2年度の利用者数は、直近の状況から72人を見込み、令和3年度以降は毎年度1人ずつ増えると見込みます。

利用量は、過去3年間の1人あたり平均利用日数(20日/月)を、令和2年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 67             | 67             | 71            | 72            | 73            | 74            | 75            |
| 利用量(日/月)  | 1,354          | 1,365          | 1,394         | 1,414         | 1,434         | 1,454         | 1,474         |

#### [見込量確保の考え方]

利用者の増を1人ずつ見込んでおり、利用の動向を注視しながら、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保等に取り組みます。

## ②自立訓練（機能訓練）

令和2年度の利用者数は、直近の状況から1人を見込み、令和3年度以降は1人増の2人を見込みます。

利用量は、過去3年間の利用日数の増(3日/月)を、令和2年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 1              | 1              | 1             | 1             | 2             | 2             | 2             |
| 利用量(日/月)  | 2              | 5              | 8             | 8             | 11            | 11            | 11            |

### [見込量確保の考え方]

利用者数は微増を見込み、現状どおりに対応します。

## ③自立訓練（生活訓練）

利用者数は、過去3年間(平成29年度～令和元年度末)の年平均増数(2人)を基に、令和2年度以降毎年度2人ずつ増えると見込みます。

利用量は、過去3年間の1人あたり平均利用日数(89日/月)を、令和2年度以降見込みます。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 9              | 7              | 3             | 5             | 7             | 9             | 11            |
| 利用量(日/月)  | 123            | 90             | 54            | 89            | 89            | 89            | 89            |

### [見込量確保の考え方]

利用者数は微増を見込み、現状どおりに対応します。

#### ④短期入所（福祉型）

令和2年度の利用者数は、令和元年度実績より1人の増加を見込み、令和3年度年度以降も毎年度1人ずつ増えると見込みます。

利用量は、支給量の上限日数(14日/月)を、令和2年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 17             | 20             | 11            | 12            | 13            | 14            | 15            |
| 利用量(日/月)  | 134            | 125            | 61            | 75            | 89            | 103           | 117           |

##### [見込量確保の考え方]

利用量の増を見込んでおり、必要に応じて新たな事業所の確保等に取り組みます。

#### ⑤短期入所（医療型）

過去3年間の利用者数及び利用量はほぼ横ばいで、令和2年度以降も同じ傾向にあると見込みます。今後3年間の新規利用もないと見込み、現状どおりに対応します。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 1              | 1              | 1             | 1             | 1             | 1             | 1             |
| 利用量(日/月)  | 2              | 3              | 2             | 3             | 3             | 3             | 3             |

#### ⑥療養介護

令和2年度の新規利用者を1人見込み、令和3年度以降については新規利用者はないと見込みます。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 6              | 6              | 6             | 7             | 7             | 7             | 7             |

##### [見込量確保の考え方]

利用者数は微増を見込み、現状どおりに対応します。

### (3) 日中活動系サービス（就労系）

#### ■サービスの種類

| サービス名         | サービスの内容   | 障がい者 | 障がい児 |
|---------------|---|------|------|
| 就労移行支援        | 一般就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行います。                | ○    | ×    |
| 就労継続支援（A型・B型） | 一般就労が難しい障がい者に、生産活動などの訓練を行います。                           | ○    | ×    |
| 就労定着支援        | 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。 | ○    | ×    |

#### ①就労移行支援

令和2年度の利用者数は、直近の状況から5人を見込み、令和3年度以降は隔年度ごとに1人ずつ増えると見込みます。

利用量は、過去3年間の1人あたり平均利用日数(≒17日/月)の増加を、令和2年度以降見込みます。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 13             | 4              | 5             | 5             | 6             | 6             | 7             |
| 利用量(日/月)  | 184            | 72             | 89            | 106           | 123           | 140           | 157           |

#### [見込量確保の考え方]

利用者の増は比較的少なく、現状どおりに対応します。

#### ②就労継続支援A型

利用者数は増加傾向にあり、令和2年度は過去3年間の平均(44.3≒45人)を見込み、令和3年度以降は毎年度4人ずつ増えると見込みます。

利用量は、過去3年間の1人あたり平均利用日数(≒20日/月)を、令和2年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 44             | 48             | 41            | 45            | 49            | 53            | 57            |
| 利用量(日/月)  | 812            | 895            | 794           | 874           | 954           | 1,034         | 1,114         |

#### [見込量確保の考え方]

事業所数は比較的充足していますが、利用者の意向や能力等に沿ったサービスを提供できるよう、事業所ごとの就労内容等の多様化を推進し、また実習先や地域企業との連携による充実化を図ります。

### ③就労継続支援B型

令和2年度の利用者数は、過去3年間の増減の状況から102人を見込み、令和3年度以降は毎年度3人ずつ増えると見込みます。

利用量は、過去3年間の1人あたり平均利用日数(15日/月)を、令和2年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 96             | 101            | 99            | 102           | 105           | 108           | 111           |
| 利用量(日/月)  | 1,557          | 1,475          | 1,544         | 1,589         | 1,634         | 1,679         | 1,724         |

#### [見込量確保の考え方]

事業所数は比較的充足していますが、利用者の意向や能力等に沿ったサービスを提供できるよう、事業所ごとの就労内容等の多様化を推進し、また実習先や地域企業との連携による充実化を図ります。

### ④就労定着支援

令和2年度から令和4年度の利用者数はほぼ横ばいと見込み、令和5年度は新規利用者1名の増を見込みます。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | —              | 1              | 1             | 1             | 1             | 1             | 2             |

#### [見込量確保の考え方]

平成30年度から開始された新しいサービスであり、より充実したサービスの提供を目指して事業所の確保に取り組めます。

## (4) 居住系サービス

### ■サービスの種類

| サービス名  | サービスの内容  | 障がい者 | 障がい児 |
|--------|--|------|------|
| 自立生活援助 | 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などを対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 | ○    | ×    |
| 共同生活援助 | 地域での生活に支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居で、日常生活の援助を行います。   | ○    | ×    |
| 施設入所支援 | 施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。   | ○    | ×    |

#### ①自立生活援助

これまで利用実績はなく、今後3年間の新規利用もないと見込みますが、新規利用者が生じる際には提供できるよう事業所の確保を図ります。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | —              | 0              | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

#### ②共同生活援助(グループホーム)

令和2年度の利用者数は、令和元年度利用者数から5人増の33人を見込み、令和3年度以降は毎年度8人ずつ増えると見込みます。

| 区分(単位)                          | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|---------------------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                                 | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月)<br>(うち精神障害者の<br>利用者数) | 16<br>(3)      | 15<br>(3)      | 28<br>(6)     | 33<br>(13)    | 41<br>(16)    | 49<br>(19)    | 57<br>(22)    |

#### [見込量確保の考え方]

事業所数も増えており、利用者は徐々に増えると見込んでいますが、医療機関から地域生活への移行などにより、見込み以上に利用ニーズが高くなる可能性があるため、利用意向を注視しながら、必要に応じて他市町村の事業所や福祉施設、医療機関等による新規開設を促します。

### ③施設入所支援

令和2年度と令和3年度の利用者数は令和元年度と同じ33人を見込みますが、施設入所者の削減を図る観点から、令和4年度と令和5年度は1人減の32人を見込みます。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 36             | 34             | 33            | 33            | 33            | 32            | 32            |

#### [見込量確保の考え方]

国の指針においても入所者の削減を進めている観点から、現状で対応するとともに、入所者の高齢化に伴い必要な対応を行います。

## (5) 相談支援

### ■サービスの種類

| サービス名  | サービスの内容   | 障がい者 | 障がい児 |
|--------|---|------|------|
| 計画相談支援 | サービス利用計画案をもとにサービス事業者等との連絡調整を行い、サービス利用計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を行い、同計画の見直しを行います。 | ○    | ×    |
| 地域移行支援 | 福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するに当たり、住居の確保や地域生活移行のための活動に関する相談支援などを行います。                    | ○    | ×    |
| 地域定着支援 | 単身等で生活する障がい者に常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態等に対処するための相談支援などを行います。             | ○    | ×    |

### ①計画相談支援

令和2年度の利用者数(一月当たりのサービス等利用計画作成及びモニタリング実施者数)は、直近の状況から81人を見込み、令和3年度以降は毎年度1人ずつの増を見込みます。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 81             | 79             | 80            | 81            | 82            | 83            | 84            |

#### [見込量確保の考え方]

町内事業所が6か所あり、研修体制の強化等に伴い、今後さらに計画相談の質の向上が求められるため相談員への助言等を行います。また町外事業所とも連携を取り、必要時に受け入れできる事業所の確保を図ります。

## ②地域移行支援

これまでの利用の実績はありませんが、長期入院の精神障がい者の地域移行を進める観点から、令和3年度以降毎年度1人の利用を見込みます。

| 区分(単位)                          | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|---------------------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                                 | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月)<br>(うち精神障害者の<br>利用者数) | 0              | 0              | 0             | 0             | 1<br>(1)      | 1<br>(1)      | 1<br>(1)      |

### [見込量確保の考え方]

必要時に受け入れできるよう町内事業所等と連携を図るとともに、サービスの周知に努めます。

## ③地域定着支援

これまでの利用の実績はありませんが、長期入院の精神障がい者の地域定着を進めるため、令和3年度以降毎年度1人の利用を見込みます。

| 区分(単位)                          | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|---------------------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                                 | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月)<br>(うち精神障害者の<br>利用者数) | 0              | 0              | 0             | 0             | 1<br>(1)      | 1<br>(1)      | 1<br>(1)      |

### [見込量確保の考え方]

必要時に受け入れできるよう町内事業所等と連携を図るとともに、サービスの周知に努めます。

## 4. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策

地域生活支援事業について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和3年度から令和5年度までの各年度ごとの見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

### (1) 理解促進研修・啓発事業【必須事業】

パンフレットや広報誌等を活用し、広く町民へ障害及び障がい者への理解を深めるための啓発活動を行います。また、各種イベントや行事等において障がい者の参加を促進し、障がい者の日頃の活動を発信するなどにより共生社会の実現を図ります。

| 区分        | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実施箇所数(箇所) | 0              | 0              | 0             | 0             | 0             | 1             | 1             |

### (2) 障害者相談支援事業【必須事業】(対象：障がい者、障がい児)

障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供やサービス等の紹介など、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援をしていくために、今後も委託事業所と連携して実施します。

利用者数は年度によって変動があるため、令和2年度以降の利用者数については、過去3年間の平均利用者数(178人)を見込みます。

| 区分(単位)     | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|            | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実施箇所数(箇所)  | 2              | 1              | 3             | 3             | 3             | 3             | 4             |
| 実利用者数(人/年) | 159            | 147            | 228           | 178           | 178           | 178           | 178           |

### (3) 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

知的障害や精神障害等により成年後見制度の利用が必要と認められた障がい者で、経済的な理由により同制度を利用できない場合に、本事業により必要となる経費の全てもしくは、一部の補助を行います。

また、成年後見制度利用促進基本計画の策定に連動し、令和3年度末までに地域連携ネットワーク体制（中核機関ならびに協議会の設置等）を構築することを目指し、成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人支援等の強化を段階的に行うとともに、本事業の周知ならびに充実を図ります。

利用の実績は平成30年度と令和元年度は1人とどまっていますが、今後の取り組みを踏まえ、令和2年度以降は毎年度2人を見込みます。

| 区分(単位)     | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|            | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実利用者数(人/年) | 0              | 1              | 1             | 2             | 2             | 2             | 2             |

### (4) 意思疎通支援事業【必須事業】

#### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害等により、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者等、要約筆記者の派遣を継続します。

実利用件数は、令和2年度以降は、平成29年度から令和元年度の平均値(13.7≒14件)を見込みます。一方、要約筆記者の派遣は、中途失聴者、難聴の人にも有効であることから、周知を図ります。

| 区分(単位)     | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|            | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実利用件数(件/年) | 11             | 22             | 8             | 14            | 14            | 14            | 14            |

#### ② 手話通訳者設置事業

手話通訳者を町の福祉課窓口継続配置(1人)し、聴覚障がい者等の来庁時の対応に努めるほか、登録手話通訳者派遣のコーディネートを行います。

| 区分    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|       | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実施箇所数 | 1              | 1              | 1             | 1             | 1             | 1             | 1             |

**(5) 日常生活用具給付等事業【必須事業】(対象：障がい者、障がい児)**

障がい者の日常生活の便宜を図るために、引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。

各用具とも、令和2年度以降の利用件数は、過去3年間の給付実績の平均を見込みます。

| 用具           | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|              | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| ①介護・訓練支援用具   | 0              | 1              | 1             | 1             | 1             | 1             | 1             |
| ②自立生活支援用具    | 9              | 6              | 7             | 8             | 8             | 8             | 8             |
| ③在宅療養等支援用具   | 4              | 1              | 1             | 2             | 2             | 2             | 2             |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 11             | 13             | 8             | 11            | 11            | 11            | 11            |
| ⑤排泄管理支援用具    | 376            | 430            | 432           | 413           | 413           | 413           | 413           |
| ⑥居宅生活動作補助用具  | 1              | 0              | 0             | 1             | 1             | 1             | 1             |

※年間給付件数

**(6) 手話奉仕員養成研修事業【必須事業】**

聴覚障がい者等の意思疎通支援による社会参加の促進を図るための人材を養成するために、手話奉仕員等養成講座の開催及びステップアップのための現任研修を継続します。

令和2年度以降の手話奉仕員の新規登録者数は、1人を見込みますが、手話奉仕員養成講座の基礎講座開催予定の令和4年度については、同基礎講座を開催した平成30年度と同様の6人を見込みます。

| 区分          | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|             | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 新規登録者数(人/年) | 0              | 6              | 0             | 1             | 1             | 6             | 1             |

### (7) 移動支援事業【必須事業】(対象：障がい者、障がい児)

屋外での移動が困難な障がい者等について、ガイドヘルパーの派遣を継続します。

令和2年度の利用者数は直近の状況から42人を見込み、令和3年度以降は毎年度1人ずつ増える見込みです。延べ利用時間は、過去3年間の利用実績の伸びから見込んでいます。

| 区分(単位)       | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|              | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実利用者数(人/年)   | 35             | 41             | 41            | 42            | 43            | 44            | 45            |
| 延べ利用時間(時間/年) | 3,672          | 5,043          | 5,144         | 5,261         | 5,378         | 5,495         | 5,612         |

### (8) 地域活動支援センター【必須事業】

創作活動、生産活動、社会との交流等を行なうことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図るために、地域活動支援センター事業を継続します。

また、新規利用者の増を図るとともに、利用者一人ひとりの特性等に応じた支援を行い、必要に応じて就労や福祉サービスにつなげるなど、自立を促進します。

令和2年度以降の利用者数は、過去3年間の平均利用者数(48.3≒49人)を見込みます。

| 区分(単位)     | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|            | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実施箇所数(箇所)  | 1              | 1              | 1             | 1             | 1             | 1             | 1             |
| 実利用者数(人/年) | 50             | 48             | 47            | 49            | 49            | 49            | 49            |

## (9) その他事業【任意事業】

### ① 日中一時支援事業（対象：障がい者、障がい児）

障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、本町と契約した事業所による障がい者等の日中における活動の場の提供を継続します。また、障がい者等へ事業の周知を図るとともに、事業所等と連携し適正な利用を促進します。

令和2年度以降の利用者数は、過去3年間の平均利用者数(85.3≒86人)を見込みます。

令和2年度以降の延べ利用時間についても、過去3年間の1人あたり平均延利用日数(35.7日/年)を令和2年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込んでいます。

| 区分(単位)      | 第4期計画          | 第5期計画          |               | 第6期計画         |               |               |               |
|-------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|             | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実利用者数(人/年)  | 89             | 63             | 104           | 86            | 86            | 86            | 86            |
| 延べ利用日数(日/年) | 3,328          | 2,898          | 3,007         | 3,078         | 3,078         | 3,078         | 3,078         |

### ② 社会適応支援事業（対象：障がい者、障がい児）

社会生活に困難のある障がい者の社会生活への適応性を高めるため、ガイドヘルパーの派遣を継続します。

令和2年度以降の利用者数、延べ利用時間については、それぞれ過去3年間の実績の平均で見込みます。

| 区分(単位)       | 第4期計画          | 第5期計画          |               | 第6期計画         |               |               |               |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|              | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実利用者数(人/年)   | 15             | 12             | 8             | 12            | 12            | 12            | 12            |
| 延べ利用時間(時間/年) | 1,005          | 897            | 604           | 836           | 836           | 836           | 836           |

### ③ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

障がい者の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車のハンドル装置又はアクセル装置の改造にかかる費用の一部助成を継続します。

令和2年度以降の利用者数については、令和元年度の実績値(2人)で見込みます。

| 区分(単位)     | 第4期計画          | 第5期計画          |               | 第6期計画         |               |               |               |
|------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|            | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実利用者数(人/年) | 1              | 1              | 2             | 2             | 2             | 2             | 2             |

## 5. 地域生活支援促進事業（発達障害者及び家族等支援事業）の見込量及び実施方針

地域生活支援促進事業のうち「発達障害者及び家族等支援事業」の令和3年度から令和5年度までの各年度ごとの見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

さらに、発達障害者及び家族等への支援は、相談支援専門員による個別の相談や必要なサービス等の調整を行いながら、家族のスキル向上や当事者及び保護者同士の支え合いの体制づくりを目指します。

### （1）ペアレントメンター養成等事業

ペアレントメンターとは発達障害児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のことです。

令和4年度よりペアレントメンター養成研修を開催することを目指し、参加者も5名程度見込みます。また、令和5年度において研修参加者から1名、ペアレントメンターとして活動する人を確保することを見込みます。

#### ペアレントメンター養成研修及びペアレントメンター配置見込数

|              | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|              | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 研修開催見込み数     | 0              | 0              | 0             | 0             | 0             | 1             | 1             |
| 研修参加見込み者数    | 0              | 0              | 0             | 0             | 0             | 5             | 5             |
| ペアレントメンター配置数 | 0              | 0              | 0             | 0             | 0             | 1             | 1             |

### （2）家族のスキル向上支援事業

#### ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施

ペアレントトレーニング（以下「ペアトレ」）とは、親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解し、発達障害の特性を踏まえたほめ方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少されることを目標とするプログラムです。

ペアレントプログラムとは、ペアトレと違い、保護者が子どもの行動そのものの修正までは目指さず、親の認知を肯定的に修正することに焦点を当てて行われるプログラムです。

本町においては令和元年度よりペアトレを実施しており、令和2年度から令和3年度はペアトレの2クール開催および家族支援に関する講演会を年1回開催予定とし、参加見込み者数をペアトレ16人、講演会30人と見込みます。令和4年度以降はペアトレ2クールと講演会1回及び、ペアレントプログラムを1クール開催予定とし、参加者数を10人と見込みます。

**ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の家族支援プログラム見込数**

|         | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|---------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|         | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 開催見込み数  | 0              | 0              | 2             | 3             | 3             | 4             | 4             |
| 参加見込み者数 | 0              | 0              | 12            | 46            | 46            | 56            | 56            |

**② ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修**

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを行うためのスキルを習得するための研修を令和3年度より開催予定とし、参加見込み者数を5人と見込みます。

|          | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|          | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 研修開催見込み数 | 0              | 0              | 0             | 0             | 1             | 1             | 1             |
| 参加見込み者数  | 0              | 0              | 0             | 0             | 5             | 5             | 5             |

**(2) ピアサポート推進事業**

ピアサポートとは自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験からくる感情を共有しながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うものです。

ピアサポート推進事業として、令和3年度以降、発達障害児者の保護者座談会を年1回開催することを目指し、参加人数も30人を見込みます。

|          | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|          | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 実施見込み箇所数 | 0              | 0              | 0             | 1             | 1             | 1             | 1             |
| 実利用見込み者数 | 0              | 0              | 0             | 30            | 30            | 30            | 30            |

※ピア (peer) とは仲間、同輩、対等者という意味



## 第5章 第2期障がい児福祉計画

### 1. 成果目標（第1期障がい児福祉計画）の達成状況

「第1期北谷町障がい児福祉計画」では令和2年度を目標として次の成果目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりです。目標未達成の項目については、本計画において引き続き目標を達成できるよう計画を推進します。

#### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

| 事 項   | 第1期の目標                     | 実 績 | 評 価   |
|---|----------------------------|-----|-------|
| 児童発達支援センターの設置<br>※各市町村に少なくとも1か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も差し支えない | 平成32年度に設置予定<br>(圏域設置を検討する) | 未設置 | 目標未達成 |

#### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

| 事 項                 | 第1期の目標                       | 実 績               | 評 価   |
|---------------------|------------------------------|-------------------|-------|
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 児童発達支援センターの整備に合わせて体制の構築を検討する | 未整備<br>(町外事業所の利用) | 目標未達成 |

#### (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

| 事 項                                      | 第1期の目標                  | 実 績 | 評 価   |
|--|-------------------------|-----|-------|
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 平成32年度に確保予定<br>(圏域での確保) | 未整備 | 目標未達成 |

#### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

| 事 項                      | 第1期の目標      | 実 績  | 評 価  |
|--------------------------|-------------|------|------|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 平成30年度に設置予定 | 設置済み | 目標達成 |

## 2. 成果目標

障害のある子を健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえて、障がい児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と密に連携し、子どもの成長に応じた適正な支援が継続できるよう取り組んでいきます。

### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援センター（以下「センター」）は、身近な地域における通所支援機能だけでなく、施設の有する機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、「地域の中核的な療育支援施設」の位置づけとなっています。

センターの設置により、重層的な支援体制の構築及び地域における中核的な支援施設としての効果が期待でき、障がい児支援体制の強化につながります。

本町では町民の必要性や利便性を考慮し、令和5年度末までに町単独で設置することを目指し関係機関と協議しながら具体的な検討を進めていきます。

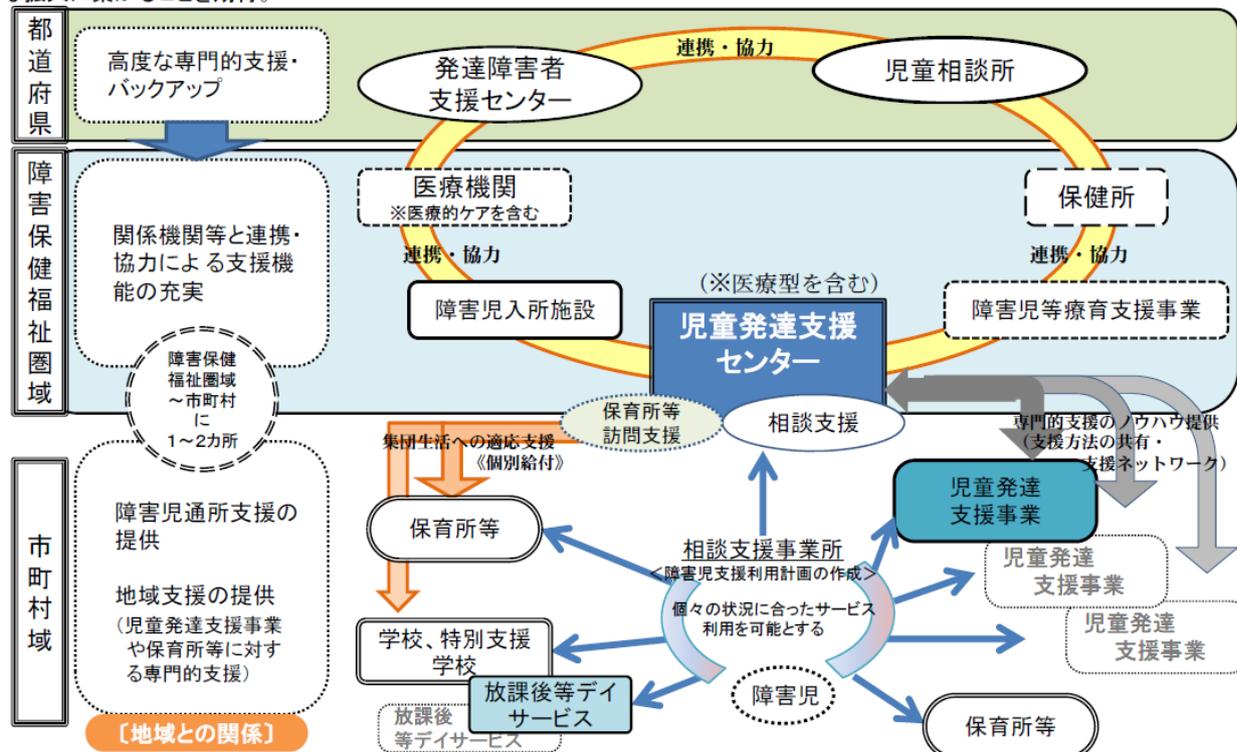
また、センターが実施する児童発達支援（障害福祉サービス）の主な内容としては、「親子療育」や「個別療育」「グループ療育」の実施を目指し検討していきます。

| 設置方法 |      | 設置時期 |      |      | 備 考  |
|------|------|------|------|------|--|
| 設置   | 圏域設置 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |  |
| ○    |      |      |      | ○    | 国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 |

| 方法             | 親子 | 内 容                         | 期待できる効果                              |
|----------------|----|-----------------------------|--------------------------------------|
| 親子療育<br>(親子通園) | 同伴 | 親子で事業所に通い、一緒に少人数のグループ療育を受ける | 親子の相互理解を深め、愛着形成を促す。こどもの発達や集団への適応を促す。 |
| 個別療育           | 分離 | 障がい児が支援者から1対1で療育を受ける        | 個別で言語訓練、理学療法などの専門的な療育ができる。           |
| グループ療育         |    | 障がい児がグループで療育を受ける            | こども同士の関わりや遊びの中で発達や集団への適応を促す。         |

## 地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



出典：厚生労働省資料

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援は、現在町内に指定を受けた事業所が2か所となっていますが、まだ実績はない状況です（令和2年12月末現在）。

保育所等訪問は保育所や学校等で障がい児が集団へ適応するために必要な環境を整え、支援体制を構築し実践するための支援です。

今後利用のニーズが増えると思われるため、新たな事業所の確保に取り組むほか、児童発達支援センターの整備に併せて、当該センターによる保育所等訪問支援が利用できる体制の構築を検討します。また、保護者への制度周知を図るとともに、保育機関や教育機関との連携を強化し円滑な利用を促進します。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、町単独での設置は困難なため、圏域での確保(令和5年)を目指します。現在は対象児童の数が少なく、近隣市町村にある事業所を利用している状況ですが、設置についての具体的な方法については圏域市町村との協議により検討していきます。

| 確保方法 |      | 確保時期 |      |      | 備 考  |
|------|------|------|------|------|--|
| 単独確保 | 圏域確保 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |  |
|      | ○    |      |      | ○    | 国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 |

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

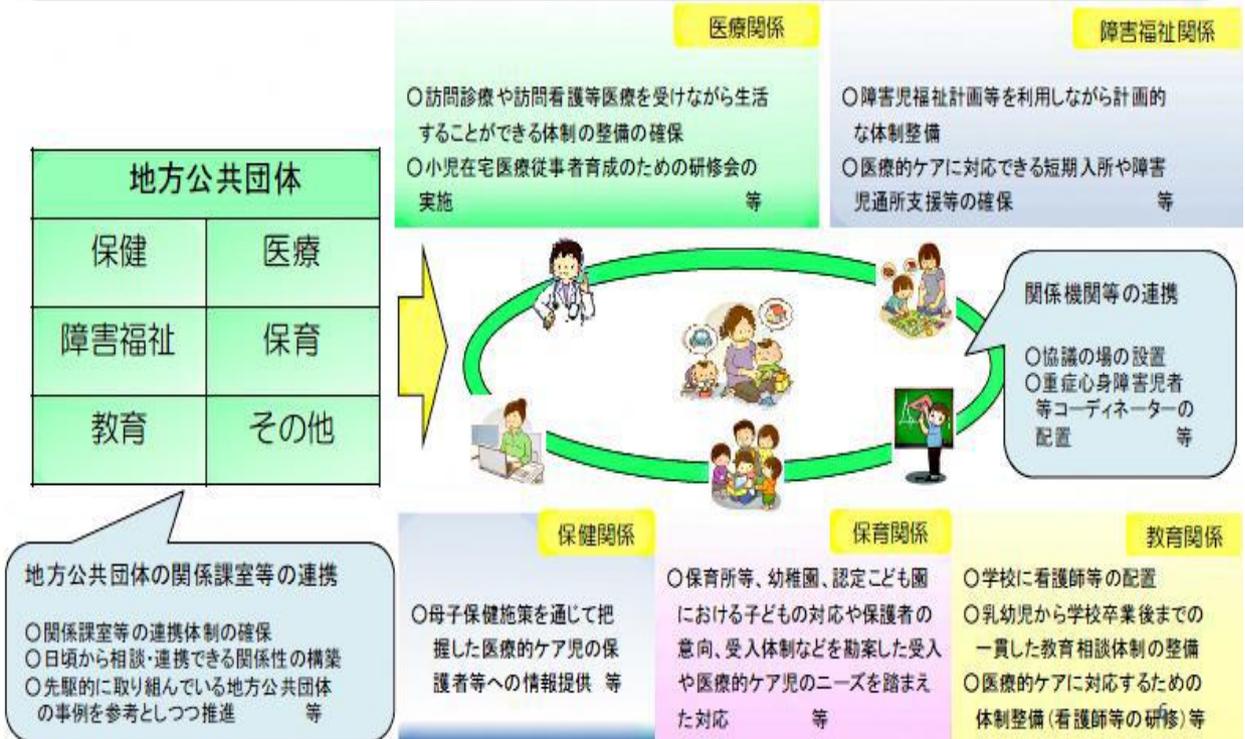
人工呼吸器を装着している障がい児及びその他の日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がい児が、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場を平成30年度に設置し、本町における医療的ケア児の実態や支援方法について協議及び情報共有しています（北谷町地域自立支援推進協議会こども支援部会）。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターも令和2年度末より2名配置し、各関係機関における医療的ケア児等の実情や課題を踏まえた上で、関係分野の支援の調整に取り組んでいきます。

医療的ケア児等に対するコーディネーター配置人数及び医療的ケア児支援のための関係機関の協議開催回数

|           | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 配置人数(人)   | 0              | 0              | 0             | 2             | 2             | 2             | 2             |
| 協議開催回数(回) | -              | 1              | 2             | 2             | 2             | 2             | 2             |

# 地域における医療的ケア児の支援体制の整備



出典：厚生労働省資料

## 医療的ケア児等コーディネーターについて



出典：沖縄県子ども生活福祉部資料

### 3. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策

障害児通所支援等について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和3年度から令和5年度までの各年度ごとの見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組めます。

なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組んでいきます。

#### ■サービスの種類

| サービス名       | サービスの内容   |
|-------------|---|
| 児童発達支援      | 日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。  |
| 医療型児童発達支援   | 肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通り、児童発達支援及び治療を行います。                                 |
| 放課後等デイサービス  | 学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。  |
| 保育所等訪問支援    | 保育所やその他の児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。             |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。 |
| 障害児相談支援     | 障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。                              |

#### ①児童発達支援

令和2年度の利用者数は、直近の状況から37人を見込み、令和3年度以降は毎年度1人ずつ増えると見込みます。

利用量は、過去3年間の1人あたり平均利用日数(≒12日/月)を、令和2年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 28             | 35             | 36            | 37            | 38            | 39            | 40            |
| 利用量(日/月)  | 343            | 457            | 471           | 483           | 495           | 507           | 519           |

#### [見込量確保の考え方]

利用者の増及びニーズの多様化が見込まれるため、それらに対応していけるよう、事業所との連携を図り、利用者のニーズにマッチングできるよう支援していきます。

## ②医療型児童発達支援

年齢到達等による利用者の入れ替わりにより令和 2 年度以降も同程度の利用者数及び利用量を見込みます。

| 区分(単位)    | 第 4 期計画          | 第 5 期計画          |               |                 | 第 6 期計画         |                 |                 |
|-----------|------------------|------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 平成 29 年度<br>(実績) | 平成 30 年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和 2 年度<br>(見込) | 令和 3 年度<br>(見込) | 令和 4 年度<br>(見込) | 令和 5 年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 2                | 3                | 3             | 3               | 3               | 3               | 3               |
| 利用量(日/月)  | 21               | 45               | 52            | 52              | 52              | 52              | 52              |

### [見込量確保の考え方]

一定の利用ニーズが見込まれるため、必要なサービスを提供できるよう事業所確保に努めます。

## ③居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスですが、事業所が本島内になく、今後も新規開設も見込めないため、新規利用者数は見込みなしとします。

| 区分(単位)    | 第 4 期計画          | 第 5 期計画          |               |                 | 第 6 期計画         |                 |                 |
|-----------|------------------|------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 平成 29 年度<br>(実績) | 平成 30 年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和 2 年度<br>(見込) | 令和 3 年度<br>(見込) | 令和 4 年度<br>(見込) | 令和 5 年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 0                | 0                | 0             | 0               | 0               | 0               | 0               |
| 利用量(日/月)  | 0                | 0                | 0             | 0               | 0               | 0               | 0               |

### [見込量確保の考え方]

既存の児童発達支援事業所等に新規開設を働きかける等、確保に努めます。

## ④放課後等デイサービス

令和 2 年度の利用者数は、直近の状況から 111 人を見込み、令和 3 年度以降は、毎年度 7 人ずつ増えと見込みます。

利用量は、過去 3 年間の 1 人あたり平均利用日数(≒13 日/月)を、令和 2 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第 4 期計画          | 第 5 期計画          |               |                 | 第 6 期計画         |                 |                 |
|-----------|------------------|------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 平成 29 年度<br>(実績) | 平成 30 年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和 2 年度<br>(見込) | 令和 3 年度<br>(見込) | 令和 4 年度<br>(見込) | 令和 5 年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 90               | 102              | 104           | 111             | 118             | 125             | 132             |
| 利用量(日/月)  | 1,324            | 1,382            | 1,372         | 1,463           | 1,554           | 1,645           | 1,736           |

### [見込量確保の考え方]

利用者の増及びニーズの多様化が見込まれるため、それらに対応していけるよう事業所と連携して職員の育成を支援し、利用者のニーズにマッチングできるよう支援していきます。

### ⑤保育所等訪問支援

令和2年度の利用者数は、直近の状況から7人を見込み、令和3年度以降は毎年1人ずつの増加、令和5年度は児童発達支援センターの整備に伴い5人増えると見込みます。

利用量は、過去3年間の1人あたり平均利用日数(≒2日/月)を、令和2年度からの利用者数の見込みに乗じて見込みました。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 4              | 3              | 6             | 7             | 8             | 9             | 14            |
| 利用量(日/月)  | 4              | 6              | 10            | 12            | 14            | 16            | 26            |

#### [見込量確保の考え方]

利用者の増を大きく見込んでおり、これに対応していけるよう新規事業所の確保に取り組むほか、児童発達支援センターの整備に併せて、当該センターによる保育所等訪問支援が利用できる体制の構築を検討します。また、保護者への制度周知を図るとともに、保育機関や教育機関との連携を強化し円滑な利用を促進します。

### ⑥障害児相談支援

令和2年度の利用者数(一月当たりの障害児相談支援及びモニタリング実施者数)は、直近の状況から48人を見込み、令和3年度以降は毎年度3人ずつの増を見込みます。

| 区分(単位)    | 第4期計画          | 第5期計画          |               |               | 第6期計画         |               |               |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(見込) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
| 利用者数(人/月) | 39             | 59             | 45            | 48            | 51            | 54            | 57            |

#### [見込量確保の考え方]

町内事業所が5か所ありますが、利用者のニーズが多様化しており、計画相談の質の向上が求められるため相談員への助言等を行います。また町外事業所とも連携を取り、必要時に受け入れできる事業所の確保を図ります。

## ＜その他＞障がい児の子ども・子育て支援の提供体制の整備に係る見込量

国の基本指針では、障がい児が障がい児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することを基本的理念としています。

そのため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、保育所等における障がい児の受入れに係る定量的な目標を設定するとともに、当該目標を踏まえて教育・保育の提供体制の確保を行うよう努める必要があります。

本町においても、障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実を図るよう取り組んでいきます。

### ■障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備 見込量

(単位：人)

| 事 項             | 平成29年度<br>(実績) | 平成30年度<br>(実績) | 令和元年度<br>(実績) | 令和2年度<br>(実績) | 令和3年度<br>(見込) | 令和4年度<br>(見込) | 令和5年度<br>(見込) |
|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 保育所             | 30             | 29             | 17            | 28            | 35            | 35            | 35            |
| 認定こども園          | 0              | 0              | 0             | 0             | 0             | 1             | 1             |
| 放課後児童<br>健全育成事業 | 6              | 10             | 10            | 12            | 11            | 11            | 11            |
| 幼稚園             | 11             | 24             | 24            | 22            | 28            | 28            | 28            |

資料：子ども家庭課、学校教育課

※特別支援保育又は特別支援教育を受ける児童の数

※保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業の実績は各年度4月1日現在

※幼稚園の実績は各年度5月1日現在

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 地域自立支援推進協議会を核とした関係機関等の連携

---

障がい児者の日常生活及び社会生活の自立を支援するための、多様なサービスの提供体制を整えていくには、福祉、保健、教育、就労等の行政関係機関のみならず、サービス事業所、医療機関、一般企業、関係団体など多岐に及ぶ連携が求められます。そうした多様な主体が連携・協力して計画を進めていくには、「北谷町地域自立支援推進協議会」を核とし、そのなかで関係機関等が連携を図るとともに、幅広い意見交換を行い、各年度におけるサービスの実施状況や進行状況を共有します。また、部会を含めた協議会の効果的な運営と実質的な議論の活性化を図り、計画の成果を上げるよう取り組みます。

### 2. 庁内外との連携の推進

---

「北谷町第4次障がい者計画」で示す「庁内計画推進体制の整備」と連動して、福祉課を中心に庁内各関係課と横断的な連携を図り、全庁的な取り組みとして推進します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び圏域内の関係市町村と連携して推進していきます。

### 3. 地域との連携

---

障がい児者が地域において自立した日常生活や社会生活を実現するには、各種サービスの提供だけで足りるものではありません。福祉施設や医療機関から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、子ども・子育て支援の提供等も踏まえ、障がい児者が地域の一員として共に暮らしていけるように、地域社会の理解・協力が重要となります。また、障害者総合支援法では「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目的として掲げています。

こうしたことを踏まえ、地域に対し障害及び障がい児者への理解を深める取り組みを進めるとともに、障がい児者を地域で包みこみ、共に暮らせる共生社会の考え方の浸透を図ります。

## 4. 人材の確保・サービスの質の向上

多様なサービスの提供体制を整えて行くには、これに係る専門的な人材の確保とともに、サービスの質の向上を進めることが重要となります。しかし、障害のある人の地域での多種多様な生活様式を支える人づくりは、一朝一夕に達成されるものではありません。そのため、関係機関やサービス事業所等と、人材の確保に向けた情報交換や連携を図るほか、サービスの質的向上を図るために、サービス提供に関する評価・指導等に努めていきます。

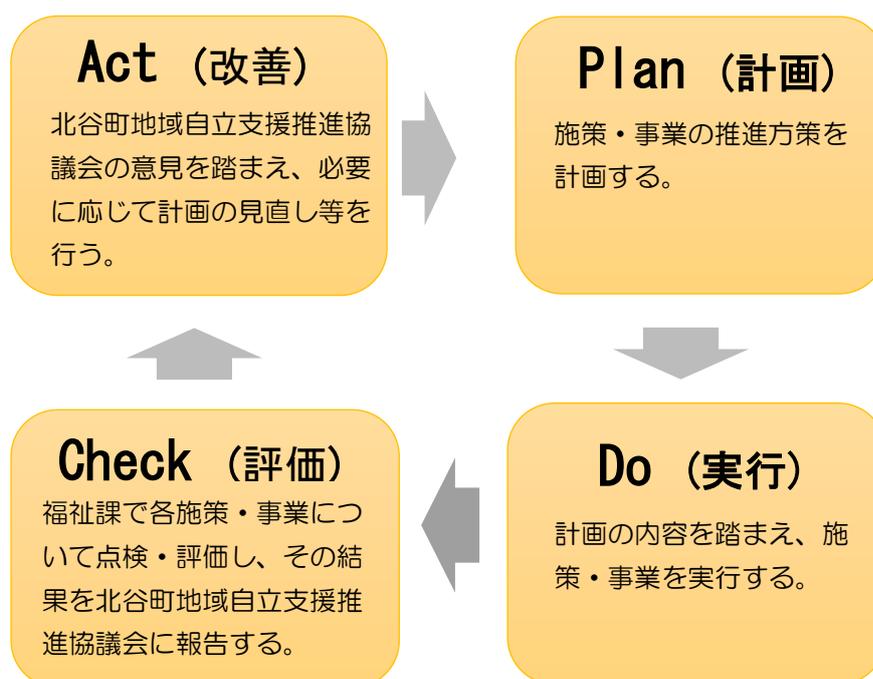
また、令和3年度より開始する中部広域市町村圏事務組合の共同処理事務「障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務」との連携を図り、サービスの質の向上を目指します。

## 5. 計画の進行管理

障害者総合支援法(第88条の2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、本計画における成果目標及び活動指標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じます。

具体的には、計画の担当課となる福祉課で成果目標等の実績の把握及び実績に係る要因等について分析・評価を行い、その結果を「北谷町地域自立支援推進協議会」に報告します。協議会では報告に基づきあらためて評価・検証を行い、必要な意見・提言等を行います。次に、協議会の意見・提言等を踏まえて、計画の見直しや効果的な取り組みに活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



北谷町第6期障害福祉計画及び

北谷町第2期障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

発行 北谷町 住民福祉部 福祉課

住所 〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

電話 (098)936-1234 F A X (098)926-1474